# 12月14日 (第2日)

## 12月14日(水)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮	下	成	美	2番	筧	本		語
3番	上	本	雄-	一郎	4番	亚	本	美	幸
5番	美	濃	英	俊	6番	古	居	俊	彦
7番	長	坂	実	子	8番	岡	野	数	正
9番	平	JII	博	之	10番	酒	永	光	志
11番	沖		也、	十志	12番	沖	元	大	洋
13番	上	松	英	邦	14番	浜	西	金	満
15番	Щ	本	_	也	16番	吉	野	伸	康

## 欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳	周作	副市長	土手	三生
教育長	小野藤	訓	総務部長	山本	修司
企画部長	奥田	修三	危機管理監	佐野	数博
市民生活部長	江郷 .	壱行	福祉保健部長	仁城	靖雄
産業部長	泊野	秀三	土木建築部長	水頭	顕治
教育部長	山井	法男	消防長	丸石	正男

企業局長 躍場 克之

本会議に職務のため出席した者の職氏名

 議会事務局長
 矢野 圭一

 議会事務局次長
 長原 範幸

#### 議事日程

日程第1	一般質問	
日程第2	報告第18号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決
		定について)
日程第3	同意第4号	公平委員会の委員の選任につき同意を求めることにつ
		いて
日程第4	同意第5号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求
		めることについて
日程第5	同意第6号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求
		めることについて
日程第6	同意第7号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求
		めることについて

日程第7	同意第8号	固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求
H 10 Mr 0		めることについて
日程第8	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第9	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第10	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第11	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第12	議案第61号	江田島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例案に ついて
日程第13	議案第62号	江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について
日程第14	議案第63号	江田島市情報公開条例の一部を改正する条例案につい
		T
日程第15	議案第64号	江田島市個人情報保護条例を廃止する条例案について
日程第16	議案第75号	江田島市と広島県との間における行政不服審査会事務
		の事務委託に関する規約の変更に係る協議について
日程第17	議案第65号	江田島市職員定数条例等の一部を改正する等の条例案
		について
日程第18	議案第66号	江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
		弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第19	議案第67号	江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改
		正する条例案について
日程第20	議案第68号	江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に
		関する条例の一部を改正する条例案について
日程第21	議案第69号	江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
		条例の一部を改正する条例案について
日程第22	議案第70号	江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の
		一部を改正する条例案について
日程第23	議案第71号	江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償
		に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第24	議案第72号	江田島市港湾施設等設置及び管理条例及び江田島市漁
		港管理条例の一部を改正する条例案について
日程第25	議案第73号	(仮称) 切串交流プラザ及び認定こども園きりくし新
		築工事(建築)請負契約の締結について
日程第26	議案第74号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第27	議案第76号	広島県市町総合事務組合規約の変更に係る協議につい
		て
日程第28	議案第77号	令和 4 年度江田島市一般会計補正予算(第 4 号)
日程第29	議案第78号	令和4年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
日程第30	議案第79号	令和 4 年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会

## 計補正予算(第2号)

日程第31 議案第80号 令和4年度江田島市港湾管理特別会計補正予算(第1 号)

日程第32 議案第81号 令和4年度江田島市水道事業会計補正予算(第2号) 日程第33 議案第82号 令和4年度江田島市下水道事業会計補正予算(第2号)

#### 開会(開議) 午前10時00分

〇議長(吉野伸康君) ただいまから、令和4年第6回江田島市議会定例会2日目を 開きます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

#### 日程第1 一般質問

- ○議長(吉野伸康君) 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。
  - 一般質問の順番は通告書の順に行います。
  - 5番 美濃英俊議員。
- ○5番(美濃英俊君) おはようございます。

傍聴においでの方、またインターネットで御覧になっていただいてる方、おはようご ざいます。5番議員、尽誠会の美濃でございます。

朝一からちょっと空き家対策というちょっと重い話題ではあるんですけれども、空き家対策に関することは今までもいろいろありますが、空き家というものは、市長とかがよくおっしゃるように有益なものにもなりますし、また迷惑なものにもなります。それを考えるのが江田島市民の知恵や対応で、それを大きく異なってくるものと考えております。

そういった中で空き家対策の補助金について伺います。

その中で、空き家対策の補助金の要件なんですけれども、空き家対策に関して助成金 事業はいろいろございます。その中で基本的に空き家登録物件ということをした者が対 象になっております。

もう一点、あと補助金の申請要件に関してですが、事業実施前の申請というのが要件になっております。それを踏まえて、物件購入後や修繕後に、この要件を知ったという例を続けて耳にしましたので質問させていただきます。

1つ目、空き家バンクの窓口は移住相談であればフウド、江田島市民であれば市役所 の企画振興課が窓口になっております。その後、契約の際は各不動産事業者に引き継が れていくものとなっております。空き家購入者に対して、助成金事業の案内はどのタイ ミングでされているのでしょうか。

2つ目、江田島市もホームページでは、都市整備課の補助事業において、10月5日時点でほぼ予定件数に達しております。令和4年4月1日から令和5年3月10日まで、申請状況により年度途中で受け付けを終了する場合がありますという注釈がついております。補正予算で追加予算も取られましたが、江田島市としては補助金の予算をどう考えていますでしょうか。来年度以降のお考えも含めお伺いいたします。

3つ目、移住者に対する補助金は、現在、企画振興課と都市整備課それぞれございます。もう少し分かりやすくならんもんでしょうか。

4つ目、補助金に関するフローやチラシなどに関してですが、これが家主に対してのものなのか、空き家購入者向けのものなのか、携わる事業者向けなのか、どこを対象に作ってるのか全体的に不明瞭になっております。例に挙げますと、空き家購入補助金のチラシにも記述されております「申請前に事業に着手されていた場合」という記述があるんですが、一般的には「申請前に購入した場合」という言葉が適切なのではないかと思っております。もう少し修正できないものかという、以上4点よろしくお願いいたします。

〇議長(吉野伸康君)答弁を許します。明岳市長。

**〇市長(明岳周作君)** 失礼いたします。皆様おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

美濃議員から、空き家対策の補助金について4点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の空き家購入者への補助事業の案内についてでございます。

市の補助事業の案内につきましては、市役所、フウド、不動産業者とも情報共有をしておりまして、それぞれの制度についてはリーフレットを作成し、周知を図っております。また、市ホームページにおいては、ポータルサイトhodohodoにおいて、移住・定住お役立ち情報として様々な支援策をまとめ、情報の発信に努めているところでございます。

空き家を探されている方は、空き家バンクを見て市役所やフウドへ相談されるパターンと、現地の看板を見て直接不動産業者に相談するパターンなどがございます。このため、相談窓口や不動産業者を通さず、直接個人間で手続をした場合は、売り手・買い手とも制度を知らないことがあると考えられます。引き続き、ホームページや不動産取引の関係団体を通じたPRなどにより、制度の周知に努めてまいります。

次に、2点目の補助事業予算の考え方についてでございます。

空き家等対策推進補助につきましては、地域活性化に資する空き家の活用促進、地域 住民の生活環境の保全を図ることを目的として、相続登記、購入、修繕、危険家屋除却 などの8つの補助を行っております。

今年度につきましては、昨年度における申請状況を踏まえ、当初予算で73件、1,398万円を見込んでおりました。しかしながら、予定以上の補助申請をいただき、9月に21件450万円を補正予算として計上したところでございます。

この理由といたしましては、昨年度、空き家対策計画の改定や空き家対策条例の制定を行いまして、その内容を空き家所有者等に郵送した際、補助制度に関するチラシを同封した効果があったものと考えております。

令和5年度以降の予算につきましては、近年の申請実績を踏まえ、予算確保に努める とともに、購入補助などにつきましては、国の補助制度も活用し、市の財政負担の軽減 にも努めてまいります。

次に、3点目の移住者に対する補助金に関する分かりやすさについてでございます。 企画振興課では、市外からの移住促進を目的として、空き家バンク制度による住居の 紹介を行うとともに、移住者による新築物件の購入補助及び家賃補助を行っております。 また、都市整備課では、空き家の適正管理を目的として、空き家物件の購入補助や相続 登記補助、修繕補助などの制度を設けております。

それぞれの事業目的によって所管する部署が異なっており、相談窓口や申請手続において、お手数をおかけする場面があることは認識しているところでございます。それぞれの制度で目的は異なりますが、移住促進と空き家対策は結びつきが深いことから、両所管課において相互連携を図りながら、分かりやすい説明に努めてまいります。

最後に、4点目の補助金に関するフローやチラシについてでございます。

各種補助制度につきましては、補助の利用希望者を対象に、制度の概要を理解していただくため、補助事業ごとにリーフレットを作成しております。また、補助申請の手続全体の流れを説明するため、フロー図を作成しております。これらは補助金の申請を予定されている方から、必要書類が一覧になったものが欲しい、申請手続の流れが知りたいといったお声をいただき作成したものでありまして、利用される方などの御意見も参考にしつつ、適宜見直しを行ってきたところでございます。また、関係事業者にも空き家対策に関する補助制度を理解していただくため、市内の不動産業者向けの説明会を開催するなど周知に努めているところでございます。

ただいま例として挙げられた「申請前に事業に着手されていた場合」という記述につきましては、一般的な表現として分かりづらいとの御指摘かと存じますので、これは見直しを行ってまいります。

以上でございます。

- 〇議長(吉野伸康君) 美濃議員。
- ○5番(美濃英俊君) 丁寧な回答をありがとうございます。

その中で、1点目の空き家購入希望者への補助事業の案内のことに関して、再質問させていただきます。

現在、都市整備課の方々、企画振興課の方々、フウド、市内の不動産業者の方々と、それぞれが案内されているという状況です。皆さん大変真摯に取り組んでいただいているのは重々承知の上なのですけども、私が伺ったのは、現実的に漏れがあったというケースがあったものですから、仕組みの中でどうにか御検討いただければと思っております。その方、ちょっとよくしゃべる方だったので、言うタイミングを逃したのかなというようなのも思ってはおるのですが、どこかで後で補助金あったのかということがないような取組をしていただければと思っております。

また、類似事案にはなるんですけれども、これ皆さんもちょっと存じ上げとるかどうか分からないのですが、この要件である空き家台帳の登録というのが助成金の要件になっております。ただ、その中で空き家バンクへの登録がないものが、空き家バンクのホームページにもう掲載されているというケースがあります。その中で、都市整備課の補助事業、助成金に対応できないような案件が、空き家バンクのホームページに載っているというのが現状であるんですね。先日、空き家バンクの物件を購入された方に、その市内不動産業者と都市整備課が機転を利かせて、補助対象として対応したという事例もあります。今後もこのような事例が出てくると思われますが、どのような対応をお考え

でしょうか。

〇議長(吉野伸康君) 水頭土木建築部長。

**〇土木建築部長(水頭顕治君)** まず初めに、空き家に関する補助の要件でございます。空き家台帳への登録、こちらにつきましては、6か月以上居住がない時点での登録ということになってございます。したがいまして、空き家バンクに登録する時点では登録できない場合がございます。このことが、補助の対象とならない物件が空き家バンクに登録されているという今の御指摘につながっているものと考えております。しかしながら、空き家バンク登録時に意向を確認する欄を設けておりまして、空き家台帳への登録、こちらを希望される方につきましては、6か月以上居住がない時点で自動的に登録をさせていただくという登録者への負担軽減に努めているところでございます。

次に、空き家に関する補助事業につきましては、申請があった時点で6か月以上の居住がないことを確認の上、各補助事業とも同一物件について1回限りの補助対象としているところでございます。引き続き、移住者などの空き家バンクに登録している物件、こちらを購入の方々が補助制度をしっかりと理解した上で御購入などいただけるよう、関係課で連携をしっかりとして、その物件が空き家の補助対象なのか否か等を含めてしっかり説明して、周知あるいは利活用の促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(吉野伸康君) 美濃議員。
- **〇5番(美濃英俊君)** 了解しました。

携わる職員の方々や、あとはフウドの方々ですね。あとは不動産業者の方々、皆さん 一体になって御対応をお願いいたします。結局、購入者に不満に思われないような取組 をしていただければ助かります。

あと、2点目の補助事業予算について、前向きな回答をありがとうございます。

このたび、今日も新聞を御覧になられましたかね。府中市で行政代執行を行われております。この江田島市でも翌年、もう来年1月ですかね、行政代執行の事案が出ております。もう計画されております。空き家が放置された場合は、もう近隣住民の安全不安、衛生不安、景観を損ねるなど、いろいろ不満が出てくるものであります。行政においても、手間や費用の回収など不安な要素、結構含まれております。今後も空き家が増加することが予想されておりますので、次世代に負の財産を残さないように、空き家の除去に関する補助の周知、引き続きよろしくお願い申し上げます。

続いて、3点目、4点目に関してお伺いいたします。

補助利用者にもっと分かりやすくというところを問うたものなんですが、空き家の購入者や不動産事業者に補助事業がしっかり伝わっているかという観点で、質問させていただいております。

少しずつ改善されているというのは、私どもも拝見させていただいておるもので理解 しておりますし、前向きに検討していただいているなということは、すごくありがたく 思っております。その中で少し視点は変わるのですけれども、補助金申請手続において、 空き家購入前に見積書が必要など、通常の不動産取引において発生しない書類がござい ます。現実の不動産取引で発生する書類のみで対応していただけないものか、ちょっと お伺いいたします。

- 〇議長(吉野伸康君) 水頭土木建築部長。
- **○土木建築部長(水頭顕治君)** 空き家購入補助の申請時には、添付書類といたしまして見積書などの写しを求めることとしております。しかしながら、不動産取引の際に見積書を作成していないと申請を出された方からお聞きするケース等ございますので、金額が記載された契約前の書類、例えば、契約書のひな形、こういったもので書いて提出をさせていただくことにより対応しているところでございます。こちらの添付書類につきましては、補助金の交付決定の算定に必要な書類でございますので、その他、何らかの書類で客観的に購入金額が分かる書類であれば、個別の御相談に応じたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(吉野伸康君) 美濃議員。
- **〇5番(美濃英俊君)** 前向きに検討よろしくお願いいたします。

あともう一点、複数の補助金申請ってケースございます。購入補助金であったり、修繕補助金を併せて利用するとかそういったケースがございます。そういった際、公的書類の援用制度、対応していただけるようにはなっておるのですが、さらに踏み込んで、申請書をもうちょっと簡素化できないものか。一本に統一するとかですね、そういったことができないものか。また、空き家対策申請と移住申請、移住対策の申請書、その2種類ぐらいに分けられないものかちょっとお伺いいたします。

- 〇議長(吉野伸康君) 水頭土木建築部長。
- **〇土木建築部長(水頭顕治君)** 移住・定住支援補助につきましては、新築または新築の購入でございまして、申請は1種類になっております。

続きまして、空き家対策補助につきましては、申請時期が異なるため、申請意思の確認の意味から、各補助ごとに申請書を提出していただいているところでございます。そのうち、空き家対策補助につきましては、空き家購入後に修繕・DIYをされるという事例が多く、それぞれ申請時期が異なることから現在の方法で対応させていただいているところでございます。

なお、この際の添付書類につきましては、申請される方の負担軽減と効率化のため、同一書類につきましては重複を避けて提出していただくようなこととしておりまして、 今後も申請者に負担がかからないように、必要に応じて改正をしていきたいというふう に考えております。

以上でございます。

- 〇議長(吉野伸康君) 美濃議員。
- **○5番(美濃英俊君)** 前向きに御検討をお願いいたします。その都度になるとは思 うのですが、少しずつでも分かりやすくなっていただけることを期待しております。

最後になるんですが、このたびこういった質問をさせていただいたのにはちょっと 2 点ほど意図がありまして、行政代執行が行われる直前ということもあって、皆さんも理 解を深めていただきたいというところがあって、空き家による住民被害ですよね。やっ ぱり隣に空き家で荒れているようなのがあるということ、それをどうにか減らしたいというのを補助金によってもうちょっと皆さん前向きに取り組めるような環境をつくっていただければということを1点。

もう一点は、今後人口減というか明らかに空き家は増えてくると思います。そんな中で、このたびの空き家の補助金予算、10月に半年でほぼ一旦はなくなるというか、そういうような状況でありますが、今後もっと増えてくると思われます。なので、それは前向きに今後どういったふうに予算組みをすればいいのかを検討いただければなという意図を持って質問させていただきました。

そして、あとはもう一つ、人に関しても結構今後大変になってくると思います。空き家が増えてくる、あとは移住対策もすごく前向きに取り組んでいただいております。そういった中で、案内する人たちの負担も増えてくると思うんですよね。そういった際にどういったふうにやればいいのか、執行部の方々や我々だけでなくて自治会や住民、そういった一人一人に、将来の江田島市のために空き家対策事業に協力してもらえるように周知していただけることをお願いして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉野伸康君)以上で、5番 美濃議員の一般質問を終わります。2番 筧本 語議員。
- **〇2番(筧本 語君)** 皆様おはようございます。2番議員の筧本でございます。 本日はお忙しい中、傍聴に足をお運びくださいました皆様、またインターネット中継 を御覧の皆様、厚くお礼申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

現在、本市の公共交通事業者の経営環境は、急速な人口減少に伴う利用者の減少や、 燃料費の高騰などにより年々厳しさを増しております。こうした状況により、本市では 毎年多額の市税を投入せざるを得ない状況となっております。

他方、先日公表されました令和4年度市民満足度調査結果によりますと、バスなどの確保の項目は重要度が77ポイントとなっており、前年度の74.5ポイントから2. 5ポイントも上昇し、市民の方々の関心は年々高まっていると言えます。

こうした中、本市では、行政、市民、有識者、事業者で構成された公共交通協議会で、 江田島市地域公共交通計画を策定され、今月12月1日からは、路線バス及び乗合タクシーのダイヤ改正を行い、広島市や呉市をつなぐ海上交通とのアクセスを向上させ、利 便性の高いものとなりました。さらに、沖美町の路線バスは循環型となり、Umino sの宿泊客や市民の生活にも配慮したダイヤ改正は、観光面においても好影響となるも のと思います。

しかしながら、まだまだ地域によって利便性が悪く、日々の生活において利用しにくい場面もあります。特に、江田島町の北部地区においては路線バスが運行しておらず、買い物や通院で利用するにも乗合タクシーでは昼の便がなく、おれんじ号は予約の必要があり、行きはよいが帰りは予想できない。結果的に個別にタクシーで帰ることとなり交通費が負担になると、地域の方々の不満の声を耳にすることがあります。

第2次江田島市総合計画では目指す姿に「日常生活や交流を支え、安心して暮らせる

公共交通が確保されている」と掲げておりますが、その実現のために次の3点について お伺いします。

まず1点目は、高齢化率が45%を超える本市において、高齢者が引き起こす交通事故に対する不安などから、免許証の返納を考える高齢者や免許証の返納を進める御家族が増えていると伺っております。今後こうした高齢者の方々が安心して日々の生活を過ごせるよう、平成24年4月に休止された小用・大須・差須浜線の路線バスの復活は可能であるのかお伺いします。

次に2点目は、持続可能な運送サービスとして、公共交通の空きスペースを活用し、 荷物等を運ぶ貨客混載のほか、有償旅客運送など、近年様々なサービスを耳にいたしま すが、このような地域公共交通の活性化や効率化について、本市はどのように考えてい るのかお伺いします。

最後の3点目は、本市は平成29年度に地方創生応援税制を活用して、バスロケーションシステムBUSitを整備しましたが、広島県内の他市町ではほぼ全てが広島公共交通ナビ「くるけん」に移行しており、本市のみがBUSitの運用を継続しております。さらに、江田島バスは令和2年1月からICカード決済PASPYを導入しましたが、広島電鉄では令和7年3月までにPASPYを廃止し、新規開発するアカウント登録方式のQRコード決裁に移行させる方針を明らかにしました。令和7年3月まで余り猶予がないように思いますが、本市は今後どのように対応していくのかお伺いいたします。

以上、3点について市長の答弁を求めます。

- 〇議長(吉野伸康君)答弁を許します。明岳市長。

まず、1点目の小用・大須・差須浜線の復活についてでございます。

この路線は、路線バスは運行していないものの、路線バスと同じ運行形態の江田島北部朝夕便が、朝と夕方の時間帯に毎日3往復、決まった時間に決まったルートを運行しております。また、日中の時間帯については、予約に応じて運行する乗合タクシーの江田島北部線が週3日、5往復運行しております。

令和3年度の利用状況を見てみますと、江田島北部朝夕便が1日当たり3往復、全体で約6人、江田島北部線が1日当たり5往復、全体で約4.4人となっております。御質問にありましたとおり、路線バスを運営する江田島バスでは、大変厳しい経営環境に置かれながら、人材・車両などの限られた資源を効率的に運用することで、公共交通の役割を果たしていただいております。こうしたことから、現在の利用状況を踏まえますと、この間の路線バスでの運行はハードルが非常に高いものと考えております。

次に、2点目の地域公共交通の活性化や効率化に関する市の考え方についてでございます。

公共交通事業においては、人口減少はもとより、長引くコロナの外出抑制などで利用者は減少し、本市に限らず、バス、鉄道、船など全ての交通事業者を取り巻く環境は悪

化しております。さらには、世界情勢の不安要素から燃料価格も高騰し、経営環境の悪 化に拍車をかけているのが現状でございます。

昨今、JRの赤字路線の見直しが話題となっているとおり、今後の公共交通の在り方は、限られた経営資源をいかに効率的に活用し、どう守り続けていくのかという視点で検討する必要がございます。

令和4年3月に策定した江田島市地域公共交通計画では、その基本理念に「日常生活や交流を支え、魅力的で持続可能な公共交通サービスを提供します」と掲げております。また、そのための基本方針として、「便利で持続可能な地域公共交通網の形成」「分かりやすく魅力的なサービス提供と利用促進」そして「公共交通を守り・育てる意識の醸成」この3点を掲げておりまして、交通事業者はもとより、行政、市民が一体となって持続性を確保していかなければなりません。

御質問にございました貨客混載などの新たなサービス形態についても、実際のニーズがあり、かつ費用対効果が高いと見込まれるものは積極的に推進に取り組むことで、公共交通の存続を図っていく必要があると認識をしております。

高齢化が著しい本市にとりまして、地域公共交通は市民の皆様の生活を守る大切な移動手段であることから、引き続き、便利で使いやすい公共交通網の形成に取り組み、さらなる利用の促進に努めてまいります。

次に、3点目のBUSitやPASPYに関する今後の対応方針についてでございます。

本市が導入しているバスロケーションシステムBUSitは、乗車予定のバス車両が現在どこに到達しているかリアルタイムで把握できるシステムで、年間延べ約9,000人の方々に御利用をいただいております。県内の他の地域では、同様のバスロケーションシステム「くるけん」を導入していることから、仮に、BUSitからくるけんにシステムを移行した場合、新たに約970万円の初期投資が必要となります。両システムとも、バス車両の現在地を把握するという目的は同じであることから、利用者の利便性が著しく損なわれない限り、現行システムを継続して使用したいと考えております。

次に、PASPYについて報道に最近ございますとおり、廃止後の新システムについては、まだ全容が明らかになっておりません。広島電鉄が進めますスマホ決済システムは、現行のICカード決済より複雑な仕組みとなりそうな点や、ICOCAなどの全国共通ICカードとの連携が図られない可能性がある点などの不安要素もございます。また、アストラムラインや尾道バス、本市バス開発などは、現時点でICOCAへの移行を選択したとの報道もございますので、PASPYに代わる新システムの導入に当たりましては、市民の皆様にとって便利で望ましいシステムを選択することができますよう、もう少し他者の状況を注視しながらこれは見極めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

〇議長(吉野伸康君) 筧本議員。

**〇2番(筧本 語君)** ただいま3点の質問に対して丁寧な御回答をありがとうございます。

路線バスは運行していないものの、路線バスと同じ運行形態の江田島北部朝夕便が、朝と夕方の時間帯に毎日3往復、決まった時間に決まったルートを運行しており、また日中の時間帯については、予約に応じて運行する乗合タクシーの江田島北部線が週3日、5往復運行しているとのことですが、利用を考えている方の多くが免許証の返納後を危惧する高齢者です。

さらに、他市から切串へ船で訪れた観光目的の方が、路線バスや予約なく利用できる 乗合タクシーがないと聞き、そのまま折り返し帰られる場面を何度も目にしております。 そういった方々の多くが望んでいるのが、予約の必要のない公共交通です。

そこでお尋ねします。令和3年度の利用状況で、江田島北部朝夕便が1日当たり3往復、全体で約6人、江田島北部線が1日当たり5往復、全体で約4.4人となっているとのことですが、車両などの限られた資源を効率的に運用し、ニーズに応えるのであるのならば、より利用しやすい予約の必要のない江田島北部朝夕便を強化したほうが、よりニーズに沿っているように思えるのですが、今後どのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(吉野伸康君) 奥田企画部長。
- **〇企画部長(奥田修三君)** 江田島町北部に関する御質問です。

江田島北部朝夕便につきましては、路線バスと同様に決まった時間に決まったルートを運行しております。このため、利用するお客様がいなくても運行しなければならないという事情があります。逆に、江田島北部線につきましては予約がある、また利用するお客様がいるときのみ運行するものです。このため、通勤・通学で利用者が集中する朝夕の時間帯に江田島北部朝夕便を運行し、利用が分散される日中は予約に応じて運行する江田島北部線で運行することで、全体としての経費を抑えることで、このエリアの陸上交通の維持を図っているところでございます。

もちろん、こうした運用は現在の利用状況、先ほど申しました利用の人数等を踏まえてやっておりますので、江田島北部朝夕便や江田島北部線の利用が活発になるようであれば、さらにサービスの内容を見直しをしなければならない、このように考えております。

以上でございます。

- 〇議長(吉野伸康君) 筧本議員。
- **〇2番(筧本 語君)** 現在の運用は利用状況に応じたもので、江田島北部朝夕便や 江田島北部線の利用が活発になれば、サービスの内容の見直しはやっていきたいという 考えであるとの御回答でした。

おっしゃるとおり、市民がより便利で使いやすいものにするためには、利用者の数が 増えることが大前提となります。ここで1つ御紹介したい事例があります。

昨年、京都市山科区の鏡山循環バスでの住民の取組が、京都新聞にて掲載されました。 山科区は、もともと鏡山学区の渋谷街道沿いに京阪バスが走っていましたが、1997 年地下鉄東西線開通時に廃止となりました。代わりとなる循環路線バスも当時の山科駅 付近の道路事情の都合上、山科駅に立ち寄らないルートとして設定され、これが住民の ニーズに合わず利用客は減少、廃止に追い込まれました。しかし、鏡山学区へのバス路 線復活を望む声は多く、自治連合会が中心となり、署名集めに取り組み、復活を要望し た結果、2013年に山科駅を起点とする鏡山循環バスが小型車にて運行開始となりました。巡航バス運行当初は1日2便で、乗客数は1便当たり平均10名程度だったそうですが、地域の足の確保や高齢者の外出の後押し、 $CO_2$ 排出削減などをうたって、地域が一丸となり、住民にバスの利用をPRしました。地元の小学校でも、総合学習でバスの役割や意義を学びつつ体験乗車などを行い、その後もバスに乗ってもらおう作戦を展開し、年末の餅つき大会で手作りのチラシやグッズを配布したり、学習成果を発表されたそうです。このような地域ぐるみの取組が実り、2017年には1日3便に増え、乗客数も2019年9月に1便平均で約27人を記録したそうです。

以上の鏡山循環バスの取組は、国土交通省の交通関係環境保全優良事業者等表彰を受賞されており、廃止されたバスの復活は多くの耳目を集めました。こういった継続的かつユニークな取組が、利用客の増加に大きな効果をもたらすものと思われます。本市においても、地域と行政が一体となり知恵を出し合い、まずは利用客の増加に努めることが必要だと考えられますので、今後、より一層利用促進に注力していただきたいと思います。

先ほど、市長の答弁において、貨客混載などの新たなサービス形態についても、実際のニーズがあり、かつ費用対効果が高いと見込まれるものは積極的に推進に取り組むとのことでしたが、高齢者や外出が困難な方にとって、特に喜ばれるものがフードデリバリーや買い物代行などであると伺っております。公共交通を利用しての貨客混載事業は、指定のバス停での受け渡しを可能にするだけで、ニーズも期待でき費用対効果も高いと見込まれます。そのためには、公共交通機関のほかに宅配事業者、商工会や各商業施設との連携も図らねばならないなど様々なハードルがあると思いますが、ぜひ御検討いただきたいと思います。

さて、先般、江田島バス及び乗合タクシーが1日無料で乗れる「おでかけ無料乗車day」を実施しておりますが、どの程度の効果があったのでしょうか。また、今後利用促進に向けた企画や予定などあるのかお伺いいたします。

### 〇議長(吉野伸康君) 奥田企画部長。

○企画部長(奥田修三君) 公共交通の利用促進に向けた取組についての御質問です。 令和3年度から始めた陸上交通の「おでかけ無料乗車day」は、今年度は平日の金曜日9月2日と土曜日の11月5日に実施しました。実績を見てみますと、路線バスで平日が約1,500人、土曜日が約1,200人の利用があり、おれんじ号については、平日が約60人、休日が約50人の利用がございました。

この結果から、おれんじ号については通常運行時のほぼ倍の利用者数で、路線バスについてはまだ精査中ではございますけど、100人から200人程度の利用者の増加があったものでないかと見込んでおります。

この事業は、日頃バスやおれんじ号を利用されていない方々に、試しに乗ってもらえる機会を設けることで新たな利用者の獲得を目指すものでございます。こういった点を見ますと、幾分かの効果はあったんではないのかと、このように考えております。

また、海上交通においても航路スタンプラリーを実施しており、今後も引き続き公共 交通の利用促進に向けた様々な取組を実施しながら、日常的な利用者の掘り起こしに努 めていきたい、このように考えております。

以上でございます。

〇議長(吉野伸康君) 筧本議員。

**〇2番(筧本 語君)** おれんじ号については通常運行時のほぼ倍の利用者数で、路線バスについては100から200人程度の利用者増があったのではないかと見込んでいるとのことでした。

本市の特性上、陸上公共交通の促進は海上公共交通と密接に関わってくるため、陸上・海上両公共交通機関の連携が重要となります。今後も引き続き両公共交通の利用促進に向けた様々な取組を実施しながら、便利で使いやすい公共交通への取組に注力していただきたいと思います。

先ほど市長の答弁において、BUSitから「くるけん」にシステムを移行した場合、新たに約970万円の初期投資が必要となり、両システムともバス車両の現在地を把握するという目的は同じであることから、利用者の利便性が著しく損なわれない限り、現行システムを継続して使用したいとおっしゃられました。また、PASPYに代わる新システム導入については、市民の皆様にとって便利で望ましいシステムを選択するよう、他者の状況を注視しながら見極めていくとの御回答でした。

いずれのシステムも市民の皆様がより便利に利用できることを大前提とし、さらに他 市町と連携できるシステムが望ましいものと考えます。近い将来、MaaSなどの新た なモビリティサービスの活用により、本市が抱える交通サービスの諸課題を解決できる ことをぜひ目指していただきたいと思います。

先日、安芸太田町が町が抱える様々な課題について、DXで解決を図るべく、新たなチャレンジとして、地域通貨事業や定額タクシー利用証、医療、福祉、教育、防災・減災など、各分野で活用する地域通貨カードmoricaを作成し、安芸太田町に住所を置く方、1人1枚配布し、地域通貨事業として、12月1日に安芸太田町に住所を置く方全員に、町が7,000円分チャージするとともに、それ以降チャージした際には2%のプレミアムを付与することで物価高騰対策はもちろん、地域経済の活性化を通じて、町内事業者の支援も進めるという事業を開始しました。また、町内移動であれば70円で利用できる定額タクシーの利用証としても機能させることで、これまでの利用証明書の申請手続が不要となるとともに、利用者ニーズの分析を容易に行うことができ、支払いもキャッシュレス化されるとのことです。来年以降、医療、福祉や防災・減災などの各行政施設にも順次活用していくとしており、これらのDXの積極的な活用を通じて、中山間地域における課題の克服を目指しているそうです。

本市におきましても、DXの推進に注力し、江田島市デジタルビジョンの策定など、 デジタルチャレンジ事業を着実に進めていることとは思いますが、今後、そういった取 組の中に公共交通と連携させたシステムの構築をぜひ進めていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたが、現在、安芸太田町では、町内移動であれば700円で利用できる定額タクシーが、令和4年度の1年間の期間限定で運行しております。令和2年度に5か月間実証実験を行い、利用状況やアンケート調査などから判断して運行を始めたそうですが、本市はこういった定額タクシー制度についてどのように考えておられる

かお伺いします。

〇議長(吉野伸康君) 奥田企画部長。

○企画部長(奥田修三君) 御質問にございました安芸太田町の定額タクシーですが、町内に限り700円の負担で利用でき、それを超える料金を町が負担することになるものです。今年度、安芸太田町ではこの事業の運営に約2,200万円の予算を計上しており、仮に江田島市で同条件の事業を実施した場合、人口規模から換算しますと約8,300万円程度の新たな予算が必要になることが考えられます。市民の皆様の移動手段の選択肢が広がり、利便性が高まることは想像できますが、この事業と並行して運行しております路線バスやオレンジ号など、公共交通利用者の減少要因となることも予想されます。こうしたことから、持続性のある移動手段を守るため、市民の皆様の移動実態を踏まえ、十分に見極めた上で判断しなければいけない、このように考えております。

一方、高齢化に伴い現在の公共交通体系ではカバーできていない地域の集まりでありますとか、自宅からバス停までの小さな移動、こうしたちょっとした移動事業への対応は課題があると考えております。

こうした需要に今後どのように対応していくか、引き続き、移動手段の在り方については十分検討する必要がある、このように考えております。

以上でございます。

〇議長(吉野伸康君) 筧本議員。

**〇2番(筧本 語君)** 持続性のある移動手段を守るために、市民の皆様の移動実態を踏まえ、十分見極めた上で判断しなければいけないとのことですので、市民のニーズをしっかりと盛り込んだ上での御検討をぜひお願いいたします。

さて、世界に目を向けてみますと、地球環境問題への対応や交通事故の減少、町なかのにぎわい創出などの視点から、公共交通の利用を促進するため、一定金額で鉄道やバスなど複数の公共交通機関に乗り放題となるサブスクリプションパスが欧州などで中心に広がっております。サブスクリプションパスの発行は、MaaSの実現に向けて重要な要素となるものです。

日本ではまだ本格的に発行されている例はありませんが、昨年9月、富山市富山地方 鉄道と富山大学が共同して、社会実験を行っていると伺っております。

他方で、国は地域におけるICTなどの新技術を活用したマネジメントの高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける持続可能な都市や地域、すなわちスマートシティを推進しており、現実空間と仮想空間が一体となり、様々な社会問題の解決と経済発展をする社会、Society5.0の実現へ向け、大きな変革期を迎えております。

本市におきましても、公共交通の新たなステージを目指し、その分野においてのファーストペンギンとして、一歩先んじた新時代を見せていただきたいと切に願いまして、 私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長(吉野伸康君) 以上で、2番 筧本議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時5分まで休憩いたします。

(休憩 10時51分)

- 〇議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
  - 3番 上本雄一郎議員。
- **○3番(上本雄一郎君)** 皆さんおはようございます。 **3番議員、政友会の上本雄一郎です**。

通告に従い、2項目6点について質問をいたします。

まず、来年度予算の編成方針についてです。

令和5年度予算編成方針に示されているように、合併特例債の発行期限である令和6年度より後には、これまで以上に厳しい財政状況が見込まれます。しかし、厳しい財政状況下でも、新たな課題の解決に向けた取組・事務の改善は必要であり、新規事業・拡充すべき事業については、効果的かつ効率的な事業をしっかりと協議・構築し、実施することが求められるところです。

そこで、次の3点について伺います。

- 1、事務事業総点検の進捗状況と来年度当初予算案への反映について。
- 2、補助金見直しに係る議論の進捗状況と来年度当初予算案への反映について。
- 3、市民生活の安心・安全に関わる維持管理費など、暮らしの基盤整備に係る予算の 確保について。

以上の3点です。

2項目めは、ふるさと寄附金の受入れ拡大に向けた取組についてです。

江田島市が今後も活力ある江田島市であり続けるためには、自主財源の確保が求められます。とりわけ、合併特例債の発行ができなくなる令和7年度以降の予算を編成するに当たっては、自主財源をどれほど確保しているかによって江田島市の施策の幅が決まるといっても過言ではありません。人口面で同規模の自治体であっても、ふるさと寄附金の受領額が一桁違うところがあります。こうした自治体の取組に学びながら、ふるさと寄附金の受入れ拡大に向けて、さらに取組を強化する必要があるとの考えから、次の3点を伺います。

- 1、現行のふるさと納税運用チームの役割分担の見直しと、本市の魅力をさらに強力に市外に発信するための体制の抜本的強化について。
- 2、3F(フルーツ・フラワー・フィッシュ)をはじめとする返礼品の拡充及びブラッシュアップの状況について。
- 3、ポータルサイトを通じた本市の魅力発信や商品紹介ページの充実に係る取組状況 について。

以上の2項目6点について答弁を求めます。

〇議長(吉野伸康君) 答弁を許します。

明岳市長。

**〇市長(明岳周作君)** 上本議員から2項目6点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1項目めの来年度予算の編成方針についてお答えをさせていただきます。

1点目の事務事業総点検の実施状況と来年度当初予算案への反映についてでございま

す。

行財政経営計画に基づく事務事業総点検については、令和3年度に31事業で実施し、17の事業で事務改善等の見直しの方向性が示され、7つの事業で今年度、令和4年度予算に反映をいたしました。今年度は、この31事業についてPDCAサイクルによるフォローアップを行い、さらに新年度予算に向けて拡充・廃止などの見直しを行う事業については総点検を実施することとし、現在、担当課と協議を進めているところでございます。この作業により、見直しの方向性を整理したものについては、新年度予算案へ反映させてまいりたい、このように考えております。また、令和3年度と令和4年度に総点検を実施していない事業につきましても、新年度予算編成のヒアリングで各事業の課題などを整理し、事務改善が必要と思われる事業については、令和5年度に総点検を実施してまいります。

次に、2点目の補助金見直しに係る議論の進捗状況と来年度当初予算案への反映についてでございます。

補助制度の見直しにつきましては、基本的な考え方としまして、総合計画で目指します協働のまちづくりの推進に向け、市と補助団体との役割を明確にし、団体の活動に対する市の適正な支援を検討することとしております。この基本的な考え方を基に、補助の目的を達成しているものは縮小し、補助効果のあるものは充実させるなど見直しの方向性を整理し、行財政改革審議会で御意見をいただいた上で見直しを行ってまいりたいと考えております。

現在、担当課において、自治会やまちづくり協議会などの地域団体との協議を進めているものや、社会福祉協議会や観光協会など、福祉や観光の分野において、市と協働して事業を担っていただいている団体で、これから協議を進めていくものなどがございます。協議による見直しを進めているものにつきましては、制度間の公平性に十分配慮しながら、新年度予算編成作業の中で内容を確認し、予算案に反映していきたいと考えております。また、協議の進んでいないものにつきましては、令和6年度以降の見直しに向け、引き続き協議を重ねてまいります。

次に、3点目の市民生活の安心・安全に関わる維持管理費など、暮らしの基盤整備に 係る予算の確保についてでございます。

道路などのインフラ施設の維持管理、航路やバスなどの生活交通や暮らしのセーフティーネットなどの生活基盤の支援につきましては、日々の暮らしに密着する重要な取組であり、市民目線に立った施設の維持管理、事業の適正な運営に努めるため、現在予算編成作業を行っているところでございます。

また、近年相次いで発生する災害や施設の老朽化対策につきましても、国土強靭化計画や長寿命化計画などに基づき、安全・安心なまちづくりに向け、計画的に取り組んでまいります。

次に、2項目めのふるさと寄附金の受入れ拡大に向けた取組について、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の現行のふるさと納税運用チームの役割分担の見直しと、本市の魅力を さらに強力に市外に発信するための体制の抜本的強化についてでございます。 ふるさと納税業務につきましては、令和2年度から、それまでは市が全て担っておりました業務のうち、寄附の受付、受領書の発行、返礼品の発送管理、新規返礼品の開拓に向けた事業者との調整などの業務を、民間事業者に一括委託しております。この見直しから、受託業者の新規開拓による返礼品数の増加やポータルサイトの返礼品ページが充実され、ふるさと寄附の増加につながってきているところでございます。

今後も市ホームページによる情報発信やポータルサイトの返礼品ページの充実など、 改善策を検討し、受託事業者や返礼品の出品事業者と連携して、さらなるふるさと寄附 の増加に向けて取り組んでまいります。

次に、2点目の3Fをはじめとする返礼品の拡充及びブラッシュアップの状況についてでございます。

平成27年度から取組を進めております本市の返礼品は、開始当初、本市の特産品であるカキやお酒、調味料や工芸品など、13の事業者で23品目でございました。ここから市内事業者の皆様の御協力と受託業者の取組により、事業者の方がセット商品を展開されたり、新たな返礼品を出品されることで、本年10月現在では、市内34事業者の皆様から約230品目の出品をいただいております。

現在、果物や花、海産物など本市の恵みでもあります3F(フルーツ・フラワー・フィッシュ)に関する返礼品をはじめ、いちご狩りや陶芸体験、SUPなどのマリンスポーツ体験チケット、江田島荘や坪希旅館の宿泊券を含む体験型の返礼品につきましても、出品される事業者が増えてきております。

今後も事業者の皆様からの御協力をいただきながら、本市の魅力ある返礼品の充実に 努め、特産品の磨き上げによる産業の振興や体験型メニューの開発による交流人口の拡 大に寄与する取組をしたいと考えております。

次に、3点目のポータルサイトを通じた本市の魅力発信や商品紹介ページの充実に係る取組状況についてでございます。

ふるさと寄附をする皆様が御覧になるポータルサイト、ふるさとチョイスや楽天ふるさと納税などに掲載しております返礼品ページは、ふるさと寄附で江田島市を選んでいただくための大切なページでございます。そのため、受託業者が出品事業者の皆様を取材し、商品を撮影するだけではなく、その商品や事業者の皆様の魅力に触れ、顔が見ることのできるような記事の作成に取り組んでいるところでございます。また、既存の返礼品ページの更新につきましても、事業者と協働し、より魅力的な表現となるよう、写真撮影や説明文の工夫に取り組んでおり、本市の魅力、江田島市らしさが発信できるものとなるよう、さらなる充実に努めてまいります。

ふるさと納税の受け入れ額、令和3年度の全国の実績は8,302億円でございます。 この実績額は年々増加しており、市場のポテンシャルが高く見込まれることから、現在、 様々な事業者から事務の効率化や返礼品の開発・魅力化などの提案をいただくことがご ざいます。

今後それらの提案を検討いたしまして、ふるさと納税を通して、本市の魅力発信、地元事業者の商品を活用した産業振興を図るとともに、市の貴重な財源の確保に努めてまいります。

以上でございます。

- 〇議長(吉野伸康君) 上本議員。
- ○3番(上本雄一郎君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、幾つか順に再質問をさせていただきます。

初めに、1項目めの来年度予算の編成方針についてです。

まず、1点目の事務事業総点検の実施状況と来年度当初予算案への反映についてです。 事務事業総点検の結果については、これまで我が会派の酒永議員をはじめ、議会の諸 先輩方から、執行部内部にとどめおくのではなく、議会に提出し、予算案の審議に資す るようにするべきという趣旨の要望がなされてきました。事務事業総点検のシートを全 て出しなさいとは言いません。しかしながら、議会と執行部が共によりよいまちづくり を進めるためには、点検の進んだものや新年度の新規事業や拡充事業などについては、 適切なタイミングで議会に提出し、審議の参考に供するなど、改善が必要ではないかと 考えます。御所見を伺います。

- 〇議長(吉野伸康君) 山本総務部長。
- ○総務部長(山本修司君) 事務事業総点検についてのお尋ねでございます。

議員、ただいま御指摘いただきましたとおり、事務事業の総点検の評価結果について、これを公表してください、公表しなさいという御意見については、これまで幾度もこの御意見をいただいておりますが、現在のところ、まだこれは実現に至っておりません。現在、新年度の予算編成を行っておりますが、先ほど市長答弁にもありましたように、この新年度の予算編成からは、新規・拡充事業については必ず事務事業の総点検を行うこと、それともう一つは、昨年度実施した31事業についてはフォローアップを行う、これを今現在進めておりますので、事務事業総点検の取組について、議会の皆様に御理解をいただくためにも、まずは常任委員会などの場において、今年度行いました幾つかの事業をピックアップして、その取組内容、シートの内容をお示しして御理解をいただく、この取組からまず第一歩として始めたい、このように改善したいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(吉野伸康君) 上本議員。
- **〇3番(上本雄一郎君)** 前向きな御答弁ありがとうございました。

この点はこれまでも要望を重ねてきております。行政と議会とが共に市民の負託に応 え、より住みよい江田島市になるよう、市政を推進するためにも、適宜・適切なタイミ ングでの議会への報告を重ねて要請いたしまして、次の点に移ります。

2点目の補助金見直しに係る議論の進捗状況と来年度当初予算案への反映についてです。

合併の際、平成17年度に11億8,000万円であった補助費等は、令和元年度では17億8,100万円まで拡大し、その後のコロナ禍によってさらに膨らみ、令和3年度時点では20億6,300万円に達しています。補助制度の見直しは、予算規模の適正化と歳入確保による財政運営の健全化を図るために必要不可欠です。

協議の進んでいないものについては、遅くとも令和6年度以降の見直しに向けて協議

を重ねていくとのことですが、来年度の当初予算案に反映できそうなものはあるのでしょうか。行財政改革審議会の開催予定を含めて伺います。

- 〇議長(吉野伸康君) 山本総務部長。
- **〇総務部長(山本修司君)** 補助金の見直し及び行革審議会についてのお尋ねでございます。

現在、先ほどと重なりますが、令和5年度新年度予算の編成作業を進めているところでございます。補助金を交付しております所管課と財政課のヒアリングを行っている最中でございます。

本市が目指す協働のまちづくり、この協働のまちづくりを中心的に担っていただいておりますまちづくり協議会や自治会の皆さんとは、所管でございます市民生活部地域支援課が、9月1日から、各自治会長、まちづくり協議会長と話し合いのたたき台となる案をまず説明させていただき、協議を今重ねているところでございます。

現在は、その協議の中で課題となってまいりました世帯数の少ない規模の小さい自治会への補助金のこのたたき台がまだまだ不十分ではないかという御意見を多くの自治会、小さい規模の自治会長からいただきましたので、これについて修正案をまた作り直したものをお示しして、今現在協議を重ねているところでございます。

また、来年1月下旬には行革審議会開催を予定しておりますので、委員の皆様方からもこのことについて、補助金全体のことについて、適正化についての御意見をいただきながら、来年度の実施に向けて予算化できるものについては予算化していきたい、このように考えております。

以上でございます。

- 〇議長(吉野伸康君) 上本議員。
- **○3番(上本雄一郎君)** ありがとうございます。状況はとてもよく分かりました。 ただ、補助金が少なくなる可能性のある団体にとっては非常に重大な問題であると思いますので、引き続き、丁寧かつ精力的に協議を重ねていただきたいと思います。

続いて、3点目の市民生活の安心・安全に関わる維持管理費など、暮らしの基盤整備 に係る予算の確保についてです。

私の実感では、市民の皆様からの要望で多いのは、道路や橋の改良、草刈りなどの維持管理、河川・水路などのしゅんせつや維持管理に関することです。財源の問題があることについては理解いたします。国及び県事業の別など、個別の事情があるのだろうと推察いたします。しかしながら、道路や河川などのインフラ施設を適切に維持管理することに予算をもっと充ててほしいというのが生活者たる多くの市民の皆様の感覚なのだろうと思います。

市民からの要望に少しでも早く対応し、より多くの件数を施工できるように、暮らしの安全・安心に関わる維持管理費についてはしっかりと確保していただくよう、この点は強く要望しておきます。

続きまして、2項目めのふるさと寄附金の受入れ拡大に向けた取組についてです。

まず、1点目の現行のふるさと納税運用チームの役割分担の見直しと、本市の魅力を さらに強力に市外に発信するための体制の抜本的強化についてです。 先ほどの市長の御答弁では、令和2年度以降、それまで市が全て担っていた業務を切り出して民間事業者に委託しているとのことでした。この見直しにより、業務全体が効率的かつ効果的に回るようになり、ふるさと寄附の増加につながってきているという市長の御認識に、私自身も同意するところです。

1点お尋ねしたいのですが、ふるさと納税を所管する総務部財政課と業務委託先であるネイティブ株式会社、さらにはネイティブ株式会社から委任を受け現地業務に当たっているという一般社団法人フウド、これら3者の関係性がもう一つよく分かりません。3者の役割分担がどうなっているのか、業務委託期間なども含めてもう少し詳しく説明をお願いいたします。

- 〇議長(吉野伸康君) 山本総務部長。
- 〇総務部長(山本修司君) 業務の役割分担についてのお尋ねでございます。

本市がふるさと納税に係る業務を委託しているのは、議員紹介していただきましたネイティブ株式会社でございます。業務の委託期間は1年間で、これは令和2年度から契約をしておりますが、1年間で毎年更新を行っています。委託料については、寄附額の一定割合を事務費としてお支払いしている以外、これと併せて、返礼品の代金やこの返礼品の送料、こういったものを立て替えていただいておりますので、これを事務費の上に重ねて実費をお支払いしているところでございます。ネイティブさんには、ふるさと納税の業務の全般、ポータルサイトの管理でありますとか、情報発信、寄附の受付、返礼品の発送から新規返礼品の開拓など、これらの業務を全般的に担っていただいております。

御指摘のありました本市にございます一般社団法人フウドさんには、このネイティブさんからの委託を受けて、本市にございます事業者の皆さんとの連絡の窓口、相談係としての業務を担っていただいておりまして、商品開発でありますとか、商品紹介の記事の写真撮影でありますとか、記事の作成、そういった現地の方とのやり取りの中心的な役割を担っていただいているのがフウドさんでございます。

市のほうでは、新規返礼品に関わる返礼品の基準、これは寄附額の3割以内に経費を抑えよということがございますので、そういった基準に適合しているかどうか、寄附金額は幾らを設定するのがいいのか、そういったことの確認作業などを市が行っていることと、市役所へ直接寄附をされる方もいらっしゃいますので、そういうことの対応も市が担わせていただいております。

以上でございます。

- 〇議長(吉野伸康君) 上本議員。
- **〇3番(上本雄一郎君)** ありがとうございました。非常によく分かりました。

引き続き、行政と民間事業者とが適切な役割分担の下で、共に手を携えて取組を進めていただきたいと思います。

次に、2点目の3F(フルーツ・フラワー・フィッシュ)をはじめとする返礼品の拡充及びブラッシュアップの状況についてです。

3 F のうち、我が島の誇る海産物であるカキにつきましては、昨年質問させていただいた時点では、市内事業者は1社のみでありましたが、現在は5社へと拡大し、商品の

ラインナップも非常に充実してきております。他方で、3Fのうち、フルーツやフラワーについては改善の余地があるように思います。かんきつ類では、現在1事業者からミカンの出品がありますけれども、我が島は、かんきつ類の特産地であります。不知火や清見、せとかなどの中晩柑類も返礼品に加えられるよう、引き続き取組を進めていただきたいと思います。お花についても同様であります。我が島は県内トップクラスの花卉産地であり、菊、トルコギキョウ、スイートピー、バラ、シクラメンなど、実に多くの品目が栽培されております。

3 F (フルーツ・フラワー・フィッシュ) に関する返礼品が一層彩り豊かに充実するよう、引き続き協力を呼びかけていただくようお願いいたします。

続いて、3点目のポータルサイトを通じた本市の魅力発信や商品紹介ページの充実に 係る取組状況についてです。

現在、江田島市は5つのポータルサイトを導入していますが、本市の返礼品が最も多く掲載されているのがふるさとチョイスです。このふるさとチョイスには、他の4つのポータルサイトとは異なり、自治体からの寄附金の活用報告や年度ごとの使い道・実績報告を発信するコーナーがあります。現在、広報えたじまや市ホームページでは、毎年寄附金の活用状況について報告されていますが、これらに加えて、ぜひ、このふるさとチョイスにおきましても、寄附金の活用について記述し、記載情報のさらなる改善をお願い申し上げます。

最後にお尋ねしたのは、ふるさと納税に関わる体制強化と民間事業者への業務委託の 在り方についてです。

現在のところ、ふるさと納税は総務部財政課で受け持っていますが、6次産業化については、産業部交流観光課等が所管しています。他方で、本年11月、江田島市はまち・ひと・しごと創生・寄附活用事業に係る地域再生計画について、第2期人口ビジョン総合戦略にひもづく事業が企業版ふるさと納税の対象となりました。ここは企画部企画振興課と推察いたします。このように、ふるさと納税に関係する業務は多くの部局にまたがっています。

行政と民間事業者とが官民共同での取組により、ふるさと寄附金をさらに拡大していく本市が司令塔的な機能を発揮していくため、この業務に注力できる組織づくりが必要であるように感じていますが御所見を伺います。

- 〇議長(吉野伸康君) 山本総務部長。
- 〇総務部長(山本修司君) 庁内の体制づくりについての御質問かと思います。

議員御指摘いただきましたように、ふるさと寄附の取組を強化するためには、ただいま御紹介いただいた部局のみならず、全庁的なさらなる連携が必要と感じているところでございます。次年度以降、どのような体制づくりがふるさと納税を通じて自主財源を確保したり、本市の魅力を発信することにつながるのか、またさらには産業振興につながるのか、市にとりましても今後大切な取組になると認識しておりますので、来年度、今後の組織体制づくりの中でこれは検討してまいりたい、このように考えております。以上でございます。

〇議長(吉野伸康君) 上本議員。

○3番(上本雄一郎君) 御答弁ありがとうございました。

今後、ふるさと納税を自主財源確保の大きな柱として育てていくためには、業務量に 見合った組織づくりと人員の配置が求められます。江田島市のふるさと納税の取組が今 後ますます拡大していくよう、人員体制の拡充を求めます。

さて、先ほど市長から「現在、様々な事業者から、業務の効率化や返礼品の開発・魅力化などの提案をいただくことがございます」との御答弁がありました。他の自治体の年度ごとのふるさと寄附金の件数や金額などを調べますと、僅か数年で寄附件数や受領額を倍増させている自治体が非常に多くございます。

広島県内でも、例えば神石高原町では平成25年度の寄附件数は58件、約126万円でしたが、翌平成26年度には約3,800件、7,800万円に拡大し、さらに平成27年度には約1万5,000件、3億9,000万円に達しており、このことは取組一つで大きく伸びることの証であると思います。

今後、どのような業務をどういった民間事業者に委託していくのか、その方向性について、差し支えのない範囲内で検討状況を教えていただければと思います。

- 〇議長(吉野伸康君) 山本総務部長。
- 〇総務部長(山本修司君) 業務委託についてのお尋ねでございます。

市長答弁にもありましたように、ふるさと納税の受入額は、令和3年度の全国実績で8,302億円でございます。これを単純に割り戻しますと、自治体平均は4億6,00万円ほどになります。本市が3,000万円ほどでございますので、この点で見ますと、本市の伸び代はまだまだあると私自身はこのように感じております。

委託事業者と出品事業者の皆さんのお力をいただき、改善を重ねることで、近年では20%ぐらいずつ増をしてきておりますので、事業者数、出品数、寄附額も増加してきております。しかしながら、市場のポテンシャルが高いということもありまして、ほかの事業者の方からいろいろな提案、これも市長答弁の中でありましたが、いろいろな提案をいただく機会も昨今増えてきております。

今の事業者の方との取組も令和2年度からで3年目を迎えてきておりますので、こういったことを併せて考えますと、ここで一度、フラットな場において、様々な事業者の皆様から御提案をいただく機会を設けることも必要ではないか、このように今考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(吉野伸康君) 上本議員。
- ○3番(上本雄一郎君) 御答弁ありがとうございました。

このふるさと納税の取組を進めることは、自主財源の確保につながるのみならず、縁を紡ぎ、いただいた御縁を深めることにもつながるものです。人の流れをつくり、縁を有する人を増やすということは、江田島市第2期人口ビジョン総合戦略に掲げられた目指すべき将来の方向の4本柱のうちの1つです。先進的な取組を進める自治体に習いながら、さらに工夫を重ねていっていただきたいと思います。

さて、改めて申し上げますが、合併特例債の発行期限たる令和6年度が迫っております。これまで本市の事業は財源として合併特例債に頼っていた部分は非常に大きく、こ

れを代替する財源を見つけることは容易ではないと思います。

他方で、近年のコロナ禍によって普通会計の予算規模は膨らんできていますが、ウィズコロナ社会において、身の丈に応じた予算規模へと収れんさせていくことが求められております。

財政のスリム化と自主財源の確保について、さらに加速度的に取組を進めていただきますよう重ねてお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長(吉野伸康君) 以上で、3番 上本雄一郎議員の一般質問を終わります。

#### 日程第2 報告第18号

〇議長(吉野伸康君) 日程第2、報告第18号 専決処分の報告について(和解及 び損害賠償の額の決定について)を議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

**○市長(明岳周作君)** ただいま上程されました報告第18号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づきまして、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたしま す。

- 〇議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。
- ○福祉保健部長(仁城靖雄君) それでは、報告第18号につきまして御説明をいたします。議案書2ページ、専決処分書をお願いいたします。

このたびの専決処分は、大柿町大原の市役所庁舎前で発生いたしました車両損傷事故につきまして、相手方と和解をし、損害賠償の額を決定したものでございます。

- 1、事故の概要でございます。令和4年8月25日午前9時頃、市福祉保健部所属の職員が用務のため、公用車で本庁舎敷地から県道深江柿浦線に右折して進入し、柿浦方面に向かって直進を始めたところ、左側の商業施設の駐車場から同県道に右折して進入しようとした相手方車両の左前部と公用車の左後部が接触し、双方の車両が損傷したものでございます。
  - 2、和解の相手方は記載のとおりでございます。
  - 3、和解の条件及び損害賠償の額でございます。
  - (1) 市は、相手方に損害賠償金2万2, 331円を支払うものといたします。
  - (2) 相手方は、市に損害賠償金4万4,100円を支払うものといたします。
- (3)前2号のほか、相手方と本市の間に一切の債権債務関係がないことを確認しております。
  - 1ページにお戻りください。

専決処分年月日は、令和4年11月28日でございます。

以後このような事故を起こさないよう安全運転管理に努めてまいります。

なお、相手方に支払う損害賠償金につきましては、本市が加入しております全国町村 会総合賠償保険から支払いを受けるものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長(吉野伸康君) 以上で、報告第18号を終わります。

#### 日程第3 同意第4号

**〇議長(吉野伸康君)** 日程第3、同意第4号 公平委員会委員の選任につき同意を 求めることについてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

**○市長(明岳周作君)** ただいま上程されました同意第4号 公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

令和4年12月15日で任期満了となる江田島市公平委員会の委員の澤田ひとみさんを引き続き選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

澤田さんは人格が高潔で、地方自治の本市及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関し識見を有する方でございます。御同意を賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、こと人事に関することでありますので、討論を省略し、直ちに起立により採 決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

#### 日程第4 同意第5号 ~ 日程第7 同意第8号

〇議長(吉野伸康君) この際、日程第4、同意第5号から日程第7、同意第8号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての4件を一括議 題といたします。 直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。 明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま一括上程されました同意第5号から同意第8号までの固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。現行の固定資産評価審査委員会の委員の任期が令和4年12月15日で満了となることから、平井克宏さん、今田知二さん、久岡重樹さん及び島津慎二さんをそれぞれ固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。御同意を賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本4案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本4案は、こと人事に関することでありますので、討論を省略し、直ちに起立により 採決に入ります。

初めに、同意第5号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第8 諮問第1号 ~ 日程第11 諮問第4号

〇議長(吉野伸康君) この際、日程第8、諮問第1号から日程第11、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についての4案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

**〇市長(明岳周作君)** ただいま一括上程されました諮問第1号から諮問第4号までの人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

下田 満さん、倉田 敦さん、小川秀一さん、及び梶本典子さんをそれぞれ人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

これらの方々は人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

以上、4件の諮問でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本4案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本4案は、こと人事に関することでありますので、討論を省略し、直ちに起立により 採決に入ります。

初めに、諮問第1号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として、下田 満氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、下田 満氏を適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として、倉田 敦氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、倉田 敦氏を適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第3号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として、小川秀一氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、小川秀一氏を適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第4号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として、梶本典子氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、梶本典子氏を適任とすることに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。午後13時まで休憩いたします。

(休憩 11時57分)

(再開 13時00分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### 日程第12 議案第61号 ~ 日程第15 議案第64号

○議長(吉野伸康君) 日程第12、議案第61号 江田島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例案についてから、日程第15、議案第64号 江田島市個人情報保護条例を廃止する条例案についてまでの4議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

〇市長(明岳周作君) ただいま一括上程されました議案第61号から議案第64号までについてでございます。個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、新たに条例を制定し、並びに現行条例を一部改正し、及び廃止する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第61号で江田島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例を制定し、議案第62号で江田島市手数料条例を、議案第63号で江田島市情報公開条例をそれぞれ一部改正し、議案第64号で江田島市個人情報保護条例を廃止することとしております。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉野伸康君) 山本総務部長。
- ○総務部長(山本修司君) それでは、議案第61号から議案第64号につきまして、 一括して御説明をいたします。参考資料によりまして御説明いたしますので、31ページをお願いいたします。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備についてです。

まず、1、整備の趣旨についてです。

令和5年4月1日に施行される個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、従来、民間事業者、国の行政機関及び地方公共団体で、それぞれ異なる法律・条例に基づき規律していたものが、法に統合され、全国共通ルールとして一律に適用されることとなります。

国の行政機関については、既に、本年4月1日から法が直接適用されており、本市においても、来年、令和5年4月1日から適用されることとなりますので、従前の個人情報保護条例を廃止するとともに、関連する条例の整備を行うものです。

次に、2、整備する条例の名称についてです。

関連するものを一括上程していただいており、議案番号順と説明順が異なりますので 御容赦ください。

(1)で個人情報保護条例廃止を議案第64号として。(2)で江田島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例新規制定を議案第61号として。(3)で江田島市手数料条例一部改正を議案第62号として。(4)で江田島市情報公開条例一部改正を議案第63号として提出しております。

次に、整備の概要について説明します。

まず、(1)個人情報保護条例の廃止は、個人情報の保護に関する法の改正後においては、手数料に係る規定など法が許容するものを除いて、各地方公共団体が個人情報保護に関する独自のルールを設けることはできなくなります。このため、現行の個人情報保護条例を廃止するものです。なお、廃止に際しては、罰則の適用等について必要な経過措置を設けます。

次に、(2) 江田島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定です。

行政不服審査法に基づく審査請求に係る諮問を受ける附属機関を設置するものです。 当該附属機関は、現行の情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合したものとします。 制定する条例の規定内容は、このページ下段から次の32ページ中ほどに示しておりま す表のとおり、第1条趣旨から第10条委任で構成をされ、附則として施行期日を定め ております。

次に、(3) 江田島市手数料条例の一部改正についてです。

個人情報の開示請求に係る手数料について、個人情報保護条例が廃止されることから、 江田島市手数料条例にその額を定めるものです。手数料の額については、下段の表のと おりです。

次に、(4) 江田島市情報公開条例の一部改正についてです。

アとして、情報公開請求において、非公開とすることができる個人情報の定義を法の 定義に合わせます。

イとして、(2)で江田島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例を置きましたので、これに係る所要の規定の整備を行うものです。

4、施行期日は、4つの議案ともに令和5年4月1日です。ただし、議案第61号の設置条例案及び議案第64号の廃止条例案につきましては、附則にそれぞれ必要な経過措置を設けております。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴います以上の内容につきまして、議案第61 号から議案第64号において、それぞれこの内容を規定し、条例の一部を改正する条例 案につきましては、参考資料としてそれぞれ新旧対照表をお示ししております。

説明については以上でございます。

〇議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本4案に対する質疑はありませんか。

岡野議員。

- **○8番**(**岡野数正君**) まず、32ページの説明資料の中で、(4) 江田島市情報公開条例の一部改正というのが出ております。その中の文言として、「非公開とすることができる個人情報の定義を法の定義に合わせる」というふうになっております。これは現在市が定めているものと、今回、国が一律でつくるものとどういった相違があるのか、この点について御説明をお願いします。
- 〇議長(吉野伸康君) 山本総務部長。
- ○総務部長(山本修司君) 情報公開条例の個人情報の定義がどのように変わるのか という御質問でございます。

従来の個人情報保護条例に規定しております個人情報の定義は、プライバシー型と言われるもので、通常他人に知られたくない個人に関する情報として6つを挙げております。1として、内心の秘密に関するもの。2として、心身の状況に関するもの。3として、家庭等の状況に関するもの。4として、経歴に関するもの。5として、社会的活動に関するもの。6として、財産状況に関するものというようなもので、プライバシー以外の個人の権利・利益が保護しにくくなり、個人情報の適切な利用が確保できないものについて、プライバシー型として定めているものが従来型で、新しいもの、法に定めるものに合わせますのは個人識別型と申しまして、プライバシー型よりもより広い範囲で個人の権利・利益が保護されるもので、個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、そのようなものを広く個人情報というふうに定めております。

従来のものよりもより広い範囲で個人の利益が確保できるような規定に定めるということで合わせておるというふうに御理解いただければといいますか、今までより広い範囲で個人を守るという考え方において定めているというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

- 〇議長(吉野伸康君) 岡野議員。
- **○8番(岡野数正君)** つまり、いわゆる非公開とするところ、黒塗りとするところですね。この黒塗りとするところが、端的に言えば増えるという理解でよろしいですか。
- 〇議長(吉野伸康君) 山本総務部長。
- ○総務部長(山本修司君) 情報公開と個人を保護するということは表裏一体になりますので、情報公開を求める際には、より広く情報公開してほしいという立場がある一方で、守ってほしい、市民の立場で自分のことを守ってほしいというふうな論に立ちますと、やはり幅広いところで個人を特定できるものについては、隠していきたいということになりますので、今、議員がおっしゃったとおりの考え方になろうかと思います。以上でございます。
- ○議長(吉野伸康君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

初めに、議案第61号 江田島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例案について、 原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について、原案の とおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 江田島市情報公開条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 江田島市個人情報保護条例を廃止する条例案について、原案の とおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(替成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 議案第75号

O議長(吉野伸康君) 日程第16、議案第75号 江田島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

**〇市長(明岳周作君)** ただいま上程されました議案第75号 江田島市と広島県と

の間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に係る協議についてで ございます。

江田島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関しまして、別紙のとおり、広島県と協議を行うことについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉野伸康君) 山本総務部長。
- ○総務部長(山本修司君) それでは、議案第75号につきまして御説明をいたします。

本議案は、さきの議案第64号で議決いただきました江田島市個人情報保護条例の廃 止に伴いまして、江田島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関 する規約の一部を改正するため提出するものです。

議案128ページに改正条文を、129ページに参考資料として改正する規約案の新旧対照表をお示ししております。参考資料により御説明いたしますので、129ページをお願いします。

新旧対照表の右の欄には現行のものを、左の欄には改正案として改正部分を抜粋しており、下線部について規約の一部を改正するものです。右の欄の現行規約のうち、江田島市個人情報保護条例の廃止により、左の欄の改正案のとおり、個人情報の保護に関する法律として改めようというものです。

128ページをお願いします。

附則として、この規約は令和5年4月1日から施行することとしております。 説明については以上でございます。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第17 議案第65号

〇議長(吉野伸康君) 日程第17、議案第65号 江田島市職員定数条例等の一部 を改正する等の条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

**○市長(明岳周作君)** ただいま上程されました議案第65号 江田島市職員定数条 例等の一部を改正する等の条例案についてでございます。

地方公務員法等の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要がありますので、 地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉野伸康君) 山本総務部長。
- ○総務部長(山本修司君) それでは、議案第65号につきまして御説明をいたします。

議案書では45ページから67ページに改正条文を、68ページから82ページに参考資料として新旧対照表を、条例案の趣旨などについて83ページから85ページに掲載をしております。

参考資料によりまして、主な改正内容を御説明いたしますので、83ページをお願い いたします。

江田島市職員定数条例等の一部を改正する等の条例案についてです。

1、趣旨でございます。

地方公務員法等の一部改正に伴いまして、国家公務員に準じて職員の定年年齢を65 歳に段階的に引き上げるなど、関係する条例の規定の整備を行うものです。

- 2、整備する条例の名称です。
- (1) 一部改正する条例は、ア、江田島市職員定数条例から、ケ、江田島市人事行政 の運営等の状況の公表に関する条例までの9件です。
  - (2) 廃止する条例については、江田島市職員の再任用に関する条例の1件です。
  - 3、定年年齢引き上げの趣旨についてです。

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえまして、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうことで、質の高い行政サービスを維持していくとともに、次の世代の職員への知識、技術、経験等の継承を図るもので、定年年齢の段階的な引き上げのイメージは、ページ下段の表のとおりです。

4、整備の内容についてです。

- (1) 定年年齢の引き上げは、前の83ページ下段の表でお示ししたとおり、国家公務員に準じて令和5年度から定年年齢を段階的に1歳ずつ引き上げ、最終的には定年年齢を65歳とします。このため、令和14年度までの間は、定年退職者が2年に一度しか生じないことになります。
  - (2) 役職定年制の導入についてです。

管理監督職の職員は、原則として、60歳に達した日以後の最初の4月1日に、これを以下「特定日」といいます。管理監督職以外の職に降任するものとします。ただし、下の表に掲げる場合は、特定日以後も引き続き管理監督職として任用することを可能といたします。

次に、(3)定年前再任用短時間勤務制の導入についてです。

引き上げられた定年までの間はフルタイムで勤務することを原則といたしますが、健康面やライフプランの理由などによる多様な働き方を選択できるようにするため、60歳に達した日以後、最初の3月31日から引き上げられた定年までの間に退職した職員については、本人の意向を踏まえた上で短時間勤務の職(定年前再任用短時間勤務職員)に採用することを可能とします。この任期は引き上げられた定年年齢の年度末までです。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、給与の仕組みなどは、現行の再任用 短時間勤務職員と同様とします。また、現行の再任用制度については廃止といたします が、雇用と年金の接続を図る観点から、令和13年度末に定年年齢に完全に引き上げる までの間は、暫定再任用職員制度に移行して残すこととします。

次に、(4)特定日以後の給料の取扱いについてです。

特定日以後の職員の給与月額を当分の間、原則として特定日前に受けていた給与月額 の7割水準とします。

(5)任命権者による情報提供及び意思確認です。

任命権者は、当分の間、職員の60歳到達日が属する年度の前の年度に60歳到達日 以後の任用、給与などに関する情報を提供するものとし、職員の60歳到達日の翌日以 後の勤務の意思を確認するよう努めるものとします。

(6)減給に係る規程の整備についてです。

懲戒処分として減給をする場合において、減ずる額の基礎となる給料月額を、その発令日に受ける給料月額とし、その減ずる額が、現に受ける給料月額の10分の1に相当する額(以下「当該額」といいます。)これを超えるときは、当該額を減ずるものとします。

(7) 育児休業の取得及び公益的法人などへの派遣の制限です。

特定日以後も引き続き管理監督職として任用された職員については、育児休業を取得させること、及び公益的法人などへ派遣させることはできないものとします。

- (8) その他。定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規程の整備を行います。
- 5、施行期日は、令和5年4月1日です。ただし、(5)の任命権者による情報提供 及び意思確認に係る分については公布の日とします。また、それぞれの改正において必要な経過措置を定めております。

説明につきましては以上でございます。

〇議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

**○8番(岡野数正君)** 参考資料の84ページ、4の整備内容のところで(1)定年年齢の引き上げというのがございます。その中で、文中の最後のくだりの部分になりますが、「定年退職者が2年に一度しか生じない」というふうに明記されております。

そこで伺いたいんですが、定数条例等がありますから、この定年退職者が2年に一度 しか生じないということは、新規採用についてはどのようにお考えがあるのか、この点 について伺います。

- 〇議長(吉野伸康君) 山本総務部長。
- 〇総務部長(山本修司君) 職員の定数管理につきましては、令和6年度までの定員 適正化計画が定められておりますが、これ以後の定員適正化計画については、令和5年 度までに定めることとしております。

今回、この定年延長制度が導入されたことに伴いまして、例えば2年間で10人退職するということが見込まれる場合は、その10人の退職者数を見込んで、その前2年間の定員を確保するような考え方で、なるべく平準化して採用ができるような措置を講じていきたい、このように考えております。

以上です。

- 〇議長(吉野伸康君) 岡野議員。
- **○8番(岡野数正君)** 空いた年代が起きないように、できるだけそこの新規採用者の方法については、しっかりと協議を進めて将来に憂いを残さないような仕組みというのをつくっていただきたいとお願いします。

以上です。

○議長(吉野伸康君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第18 議案第66号

〇議長(吉野伸康君) 日程第18、議案第66号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

**〇市長(明岳周作君)** ただいま上程されました議案第66号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

執行機関の委員等の報酬を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉野伸康君) 山本総務部長。
- ○総務部長(山本修司君) それでは、議案第66号につきまして御説明をいたします。

議案書では87ページに改正条文を、88ページに参考資料として新旧対照表を、89ページには改正の背景及び趣旨などを掲載しております。

参考資料によりまして御説明いたしますので、89ページをお願いいたします。

江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に係る条例の一部を改正する条例案についてです。

1、改正の背景及び趣旨です。

監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の委員(以下、「執行機関の委員」といいます。)この報酬については、市制開始以来、額の見直しをしておらず、その報酬額は県内他市と比較して著しく低い水準にあります。

これらの執行機関は、市長と同様に、自らの判断と責任において、その所掌事務を誠実に管理し、執行する義務を負っており、その委員には、所掌事務に的確に対応できる優れた人材を安定的に確保する必要がございます。

一方で、少子高齢化や人口減少の影響により、人材の確保は年々困難になっており、 今後、安定的に人材を確保していくためには、処遇改善を図る必要がありますので、こ の対応策の一つとして報酬を増額するものです。

2、改正の方針です。

県内他市と比較して著しく低い水準にある報酬については、本市を除く県内市の最低水準まで引き上げます。このうち、農地利用最適化推進委員は執行機関の委員ではありませんが、農業委員会委員と一体となって農業振興に取り組んでいただいているため、同様に見直しを行うものです。

なお、選挙管理委員会については、既に当該水準に達しているため、今回見直しは行いません。

3、改正の内容です。

表の左の欄から、職の区分、改正案、現行の額、その差額をお示ししております。それぞれの職については表のとおり増額いたします。

4、施行期日は令和5年4月1日です。

説明につきましては以上でございます。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第19 議案第67号~日程第23 議案第71号

〇議長(吉野伸康君) 日程第19、議案第67号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてから、日程第23、議案第71号 江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてまでの5案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。 明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま一括上程されました議案第67号から議案第71号までについてでございます。

国家公務員に準じて給与の改定等をするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第67号で江田島市一般職の職員の給与に関する条例を、議案第68号で江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を、議案第69号で江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を、議案第70号で江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を、議案第71号で江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例を、それぞれ一部改正することとしております。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉野伸康君) 山本総務部長。
- ○総務部長(山本修司君) それでは、議案第67号から議案第71号につきまして、 一括して御説明いたします。

参考資料によりまして、主な改正内容を御説明いたしますので、97ページをお願い いたします。

国家公務員に準じた給与の改定についてでございます。

- 1、趣旨については、令和4年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、市職員等の給与の改定などを行うため、関係条例について所要の改正を行うもので、
  - 2、改正する条例の名称です。(1)で江田島市一般職の職員の給与に関する条例を、
- (2)で江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を、(3)で 江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を、(4)で江田島市一般職 の任期付職員の採用等に関する条例を、(5)で江田島市会計年度任用職員の給与、旅 費及び費用弁償に関する条例、以上の5つでございます。
  - 3、改正の内容です。
  - (1)給与月額の引き上げについてです。

アとして、民間企業における初任給の動向等を踏まえまして、一般職の職員の給料表の水準を平均で 0.3% 引き上げるもので、上げ幅については、初任給を 3,000 円 から 4,000 円引き上げるほか、 20 代半ばの職員に重点を置き、 30 歳代半ばの職員まで一定の改善が及ぶようにするものです。

イといたしまして、特定任期付職員の給与月額を表のとおり国と同様に改定するものです。

次に、(2)期末・勤勉手当(ボーナス)の引き上げ、令和4年度分についてです。 民間の支給割合に見合うようにするため、一般職(再任用職員を含みます。)、特別職、市議会議員及び特定任期付職員について、令和4年度の期末・勤勉手当の支給月数を0.1月分または0.05月分引き上げるものです。

このページの下段の表に示すとおり、6月期は既に支給済みでございますので、令和

4年度においては今年度の引き上げ分を12月期に上乗せし調整するものです。 次のページ、98ページをお願いします。

(3) 期末・勤勉手当の支給割合の平準化、令和5年度以降分についてです。

今年度の引き上げ分については、令和5年度以降の期末・勤勉手当の支給割合を下の 表のとおり、6月期と12月期で平準化いたします。

4、施行期日及び実施時期についてです。

改正内容ごとに次の表に示しているとおり施行し、給与月額及び期末・勤勉手当の引き上げに係るものは遡及して実施いたします。

なお、会計年度任用職員については、年度ごとの任用であることを踏まえ、給与月額・期末手当ともに、令和5年4月1日からの引き上げとするものとします。

それでは、それぞれの議案の改正条文の御説明をいたします。

91ページをお願いします。

議案第67号の一般職につきましての改正条文でございます。

第1条で、一般職の給料表を別表のとおり改正しております。また、令和4年度の勤勉手当の引き上げを行っております。別表につきましては、92、93ページでございます。

94ページをお願いします。

第2条で、令和5年度以降の勤勉手当の支給割合の調整をしております。また、附則 といたしまして、施行期日等と給与の内払いのみなし規定を定めております。

- 95、96ページには新旧対照表を添付しております。
- 100ページをお願いします。

議案第68号の特別職につきましての改正条文でございます。

第1条で令和4年度の期末手当の引き上げ、第2条で令和5年度以降の期末手当の支給割合の調整をしております。また、附則といたしまして、施行期日等と期末手当の内払いのみなし規定を定めております。

- 101ページには新旧対照表を添付しております。
- 103ページをお願いします。

議案第69号の市議会議員につきましての改正条文でございます。

第1条で令和4年度の期末手当の引き上げ、第2条で令和5年度以降の期末手当の支給割合の調整をしております。また、附則といたしまして、施行期日等と期末手当の内払いのみなし規定を定めております。

- 104ページには新旧対照表を添付しております。
- 106ページをお願いします。

議案第70号 任期付職員につきましての改正条文でございます。

第1条で給料表の改正と令和4年度の期末手当の引き上げ、第2条で令和5年度以降の期末手当の支給割合の調整をしております。また、附則といたしまして、施行期日等と給与の内払いのみなし規定を定めております。

- 107、108ページには、新旧対照表を添付しております。
- 110ページをお願いします。

議案第71号の会計年度任用職員につきましての改正条文でございます。

第1条で給料表改定の効力発生時期の特例を、第2条で期末手当の引き上げをしております。また、附則といたしまして施行期日等を定めており、111ページには新旧対照表を添付しております。

説明につきましては以上でございます。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本5案に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

初めに、議案第67号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第68号 江田島市特別職の職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第69号 江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第70号 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第71号 江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決定することに賛成 の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第24 議案第72号

O議長(吉野伸康君) 日程第24、議案第72号 江田島市港湾施設等設置及び管理条例及び江田島市漁港管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。 直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

〇市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第72号 江田島市港湾施設等設置及び管理条例及び江田島市漁港管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

広島県が進める放置艇解消の取組における目標年度の見直しに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願いいたしま す。

- 〇議長(吉野伸康君) 水頭土木建築部長。
- **〇土木建築部長(水頭顕治君)** それでは、議案第72号につきまして御説明をいたします。

議案書113ページに改正する条文を、参考資料として114ページに条例案新旧対 照表、115ページには条例の一部を改正する条例案の説明資料を添付しております。

115ページの参考資料にて御説明をさせていただきます。

- 1、趣旨といたしまして、広島県が進める放置艇解消の取組における目標年度の見直 しに伴い、江田島市港湾施設等設置及び管理条例及び江田島市漁港管理条例の一部を改 正し、所要の規定の整備をするものでございます。
  - 2、改正の背景及び理由についてでございます。

全国最多の放置艇数を抱える広島県は、平成30年3月に放置艇解消のための基本方針を策定し、広島県及び港湾施設・漁港施設を有する市町は、新たに指定する係留可能

場所へ係留許可を与えるなど、秩序ある保管状態にするための規定の整備を行い、取組を進めてまいりました。

しかし、係留可能場所の指定に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響により、関係者との話し合いの機会を十分に確保できなかったことなどから、進捗に遅れが生じて ございます。

当初は、令和4年度中に係留保管場所の指定を終え、令和5年度から係留保管に係る使用料を徴収する予定だったものの、県内全域における取組の進捗の遅れを踏まえ、使用料徴収の公平性を確保する観点から、使用料の徴収猶予期間を2年間延長するものでございます。

3、改正の内容についてです。

プレジャーボートを係留保管する場所の使用料の徴収開始時期を令和5年度から令和7年度に変更いたします。

- 4、施行期日については、公布の日です。
- 5、備考についてです。

広島県は、本年10月6日付けで徴収開始時期を変更する条例改正を行っており、県内市町も同様の条例改正を行うこととしております。

以上で説明を終わります。

〇議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

酒永議員。

- **○10番(酒永光志君)** この件については、来年の3月いっぱいで放置艇の解消をするというところで、来年の4月1日からは使用料を徴収するということになって、そのようにいわゆる対象者に説明をされてきたわけでございますが、2年間これが延びるということになってきますと、そこらあたりの対象者に対する説明はどのように考えておられますか。
- 〇議長(吉野伸康君) 水頭土木建築部長。

また、実際に放置艇の所有者の方に対しましては、今後説明会を行う予定でございますので、その説明会にて対応が可能であるというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(吉野伸康君) ほかに質疑ありませんか。2番、筧本議員。
- **〇2番(筧本 語君)** 今の御説明にもあったんですけど、その放置艇なんですけど、 今把握してる数でどのくらいあるんでしょうか。
- **〇議長(吉野伸康君)** 水頭土木建築部長。

以上でございます。

○議長(吉野伸康君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第25 議案第73号

〇議長(吉野伸康君) 次に、日程第25、議案第73号 (仮称)切串交流プラザ及び認定こども園きりくし新築工事(建築)請負契約の締結についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。 明岳市長。

**〇市長(明岳周作君)** ただいま上程されました議案第73号 (仮称)切串交流プラザ及び認定こども園きりくし新築工事(建築)請負契約の締結についてでございます。

(仮称) 切串交流プラザ及び認定こども園きりくし新築工事(建築) 請負契約を4億7,916万円で、株式会社大柿産業と締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉野伸康君) 山本総務部長。
- 〇総務部長(山本修司君) それでは、議案第73号について御説明いたします。

議案書116ページをお願いします。

- 1、契約の目的は、(仮称)切串交流プラザ及び認定こども園きりくし新築工事(建築)請負契約です。
  - 2、契約の方法は、指名競争入札によるものです。
- 3、契約金額は4億7,916万円で、うち消費税額及び地方消費税額は4,356万円です。
- 4、契約の相手方は、江田島市大柿町飛渡瀬4249番地1、株式会社大柿産業で、 5、工期は、議会の議決を得た日の翌日から令和6年2月29日までです。

次に、議案書123ページをお願いいたします。

入札状況調です。

3、入札日時及び4、入札場所についてです。

入札は、令和4年11月24日木曜日午前10時から、江田島市役所におきまして執 行いたしました。

本市が指名いたしました入札参加指名業者は15社で、そのうち辞退届を提出または当日欠席した11社を除く4社で入札を執行いたしました。入札状況につきましては、表に示すとおりです。なお、このうち1社が入札時に辞退を応札したため、金額の記載は3社となっております。本入札は予定価格を事前公表しております。予定価格は税抜きで5億187万77000円です。落札額は税抜きで4億37560万円で落札率は86.79%です。

議案書には117ページに工事概要書を、118ページから122ページに平面図などを添付しております。

説明につきましては以上でございます。

〇議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

酒永議員。

**〇10番(酒永光志君)** 入札状況、契約状況についてはよく分かりました。

ただ、気になるのがこの平面図を見てみますと、こども園が2階になっております。玄関ホールもこれ2階になっております。子供たちの動線が気になるところなんですよね。これが1階に玄関があれば、そこまでは親御さん・保護者の方が責任を持って連れてきて受け渡しをさせてもらって、帰りもそのようにすると。この2階にありますと、2階の玄関までは親御さんがエレベーターホール・階段等を通して連れていく。帰りも2階の玄関での受け渡しということになると思うんですけれど、そこらあたりのやはり保護者の方との十分な説明といいますか、それが必要だろうと思うんですよね。そこらあたりはどのように考えておられますか。

- 〇議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。
- ○福祉保健部長(仁城靖雄君)運用についてになろうかと思いますけれども、この建築をするときに、その当時の保護者の方には2階に認定こども園があるということと、1階の玄関からエレベーターもしくは階段を使ってというような説明はさせていただい

ております。その後、今から建築して運用を開始するときには再び同様な説明をし、け がのないように安全な形で進めていきたいと思っておりますのでお願いいたします。 以上でございます。

- 〇議長(吉野伸康君) 酒永議員。
- **○10番(酒永光志君)** そこらあたりを十分説明していただいて、決して1階の玄関での子供たちを降ろして行くんでなくて、必ず親御さんに2階の玄関まで連れて行ってもらうような、そういう徹底した安全対策というのをやっていかにゃいけんと思いますのでよろしくお願いいたします。
- ○議長(吉野伸康君) ほかに質疑ありませんか。
  上本議員。
- **〇3番(上本雄一郎君)** 私もちょっと動線についてお伺いいたします。

2階にこども園があるということで、これは平面図を見ますと、こども園玄関が西側にあるんですけれども、他方でエレベーターホールや階段もあると。送迎時のこともさることながら、例えば園庭に運動をしに行ったりとか、やっぱり外遊びも重要ですから、出たり入ったりということが頻繁に日々なされると思うんですが、例えば園児が園庭に出るに当たっては今どういうアプローチといいますか、どこに何ができるのかということについて、もうちょっと具体に教えていただければと思います。

- 〇議長(吉野伸康君) 水頭土木建築部長。
- **〇土木建築部長(水頭顕治君)** 118ページを御覧ください。

こちらの絵の園庭の下側、こちら階段のような絵が入ってるかと思います。こちら実は園庭に降りる、2階から下りるスロープになっておりまして、直接2階から園庭のほうに向けて降りられるということの構造になっております。

以上でございます。

○議長(吉野伸康君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

### (賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。14時20分まで休憩いたします。

(休憩 14時04分)

(再開 14時20分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

# 日程第26 議案第74号

〇議長(吉野伸康君) 日程第26、議案第74号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

**〇市長(明岳周作君)** ただいま上程されました議案第74号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

真道山森林公園について、公益社団法人江田島市シルバー人材センターを指定管理者 として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を 求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉野伸康君) 泊野産業部長。
- **○産業部長(泊野秀三君)** それでは、議案第74号 公の施設の指定管理者の指定につきまして、125ページと126ページの参考資料により説明をいたします。

まず、125ページを御覧ください。

- 1、公の施設の名称は、真道山森林公園でございます。
- 2、公の施設の概要でございます。所在地は、江田島市能美町中町3420番地1。 根拠条例は、江田島市森林公園設置及び管理条例。設置年は平成5年。設置目的、主な 事業内容、施設規模等につきましては記載のとおりでございます。
  - 3、指定団体(候補者)の概要でございます。

団体名は、公益社団法人江田島市シルバー人材センター。所在地は、江田島市江田島町中央1丁目15番15号。代表者氏名、設立年月日、事業目的、職員数等につきましては、記載のとおりでございます。

- 4、指定管理者の業務の範囲は、記載のとおりでございます。
- 5、指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。
  - 126ページを御覧ください。
  - 6、選定の理由は、記載のとおりでございます。
  - 7、指定管理料は、年間300万円でございます。
  - 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〇議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

### 日程第27 議案第76号

〇議長(吉野伸康君) 日程第27、議案第76号 広島県市町総合事務組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

**〇市長(明岳周作君)** ただいま上程されました議案第76号 広島県市町総合事務組合規約の変更に係る協議についてでございます。

広島県市町総合事務組合規約の変更に関しまして、別紙のとおり、広島県市町総合事務組合と協議を行うことについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉野伸康君) 山本総務部長。
- ○総務部長(山本修司君) それでは、議案第76号につきまして御説明をいたします。

議案書132ページに改正規約案を、133ページに参考資料として改正する規約案の新旧対照表を、134ページに広島県市町総合事務組合規約の変更に係る協議につい

ての趣旨などをお示ししております。

参考資料により御説明します。134ページをお願いします。

広島県市町総合事務組合規約の変更に係る協議についてです。

まず、1、趣旨でございます。広島県市町総合事務組合規約(以下「規約」といいます。)の変更に関し、広島県市町総合事務組合(以下「組合」といいます。)と協議を行うことについて、地方自治法第290号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2、規約の改正内容です。組合が広島県水道広域連合企業団(以下「企業団」といいます。)の退職手当及び非常勤職員の公務災害補償の事務を受託することができるよう規定を整備するもので、3、規約改正の理由は、企業団の設立に伴いまして、組合から企業団の職員の退職手当並びに議員その他非常勤職員の公務災害及び通勤災害に関する事務を受託する方針が示されたため、規約において関係規定を整備するためでございます。

4、規約改正の施行期日は、令和5年1月1日です。

説明については以上でございます。

〇議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第28 議案第77号

〇議長(吉野伸康君) 日程第28、議案第77号 令和4年度江田島市一般会計補 正予算(第4号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第77号 令和4年度江田島市 一般会計補正予算(第4号)でございます。

令和4年度江田島市一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億4,447万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億9,023万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

繰越明許費。

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉野伸康君) 山本総務部長。
- 〇総務部長(山本修司君) それでは、議案第77号について、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明します。

事項別明細書の24、25ページをお願いします。

初めに、歳入からです。

- 10款地方特例交付金、2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金は、新型コロナウイルス感染症に伴う固定資産税の減収を補塡するための特別交付金の増額補正です。
- 15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び出産子育て応援交付金の増額補正です。
- 2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金の増額補正です。
- 3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増額補正です。
- 16款県支出金、1項県負担金、2目衛生費県負担は、出産子育て応援交付金の増額補正です。
  - 26、27ページをお願いします。

- 2 項県補助金、9 目災害復旧費県補助金は、農業施設及び林道施設の災害復旧事業に 伴う補助金の増額補正です。
- 18款1項寄附金、2目疾病寄附金は、江能准看護学院の閉校に伴います江能医師連合会からの寄附金の増額補正です。
- 19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、財源調整に伴う増額補正です。
- 20款1項1目繰越金は、令和3年度決算の確定に伴います前年度繰越金の増額補正です。
  - 28、29ページをお願いします。
- 21款諸収入、5項雑入、2目弁償金は、特定空家の行政代執行に伴います解体費用 の所有者への負担請求分の増額補正です。
- 5 目過年度収入は、前年度事業の精算に伴います福祉医療費補助金などの追加交付に よる増額補正です。
- 22款1項市債、1目総務債は、公共施設再編整備事業費の減額に伴います一般単独 事業債、合併特例債、公共施設再編整備事業の減額補正です。
- 9目災害復旧事業債は、緊急自然災害防止対策事業債の組替え及び農林水産施設災害 復旧事業債の増額補正です。

続きまして、歳出でございます。

今回の歳出予算補正の主なものは、人事院勧告に伴います職員給与費、物価高騰に伴います各施設の光熱水費のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします事業やワクチン接種関連経費、前年度事業の精算に伴います補助金の返還金などの補正を計上しております。

それでは、職員給与費関係を除きます主な補正につきまして御説明いたします。

- 30、31ページをお願いします。
- 1款1項1目議会費は、人事院勧告に伴う議員期末手当の増額補正です。
- 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、庁舎維持管理事業費で、物価高騰 によります本庁光熱水費の増額補正です。
  - このページ下段から32、33ページをお願いします。
- 3目財政管理費は、決算統計調査項目の追加に伴います財務会計システム及び入札参加資格申請の項目変更に伴います契約事務システムの改修委託料の増額補正です。
- 5目財産管理費は、継続費で実施しております(仮称)柿浦交流プラザの変更契約に 伴います設計委託料の減額補正です。
- 6目企画費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用します交通 事業者への支援金の増額補正です。
- 7目情報政策費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用します 情報発信ツール構築事業の財源更正です。
- 8目交流促進費、11目防犯対策費、12目安全対策費は、物価高騰によります各所 管施設や防犯街灯の光熱水費の増額補正です。
  - このページ下段から、34、35ページをお願いします。

13目市民センター費及び14目集会施設費は、物価高騰によります各所管施設の光熱水費の増額補正です。

このページ中段から、36、37ページをお願いします。

- 2項徴税費、1目税務総務費は、今年度から確定申告会場をゆめタウン江田島に集約 して設置するための関係費用の増額補正です。
  - 38、39ページをお願いします。
- 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計の補正 に伴います繰出金の増額補正です。
- 3目老人福祉費は、高齢者在宅福祉事業費などの前年度事業の精算に伴います補助金の返還金、老人集会所の光熱水費及び介護保険(保険事業勘定)特別会計補正に伴います繰出金の増額補正です。
  - 8目福祉医療費は、前年度事業の精算に伴います補助金の返還金の増額補正です。
  - 40、41ページをお願いします。
- 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費及び2目児童措置費は、子育て世帯生活支援特別給付事業などの前年度事業の精算に伴う補助金の返還金の増額補正です。
- 3目保育施設費は、認定こども園の光熱水費、前年度事業の精算に伴う補助金の返還 金及び保育施設給食センター入り口門扉の修繕工事の増額補正です。
  - 42、43ページをお願いします。
- 4 目児童福祉施設費は、児童館子育で世代包括支援センターの光熱水費及び母子・父子家庭等対策総合支援事業費で、前年度事業の精算に伴う補助金の返還金の増額補正です。
  - 44、45ページをお願いします。
- 4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種に伴 う費用及び前年度事業の精算に伴う補助金の返還金の増額補正です。
- 3目母子保健費は、出産・子育て応援交付金に係る費用及び前年度事業の精算に伴う 補助金の返還金の増額補正です。
  - 4 目健康増進費は、前年度事業の精算に伴う補助金の返還金の増額補正です。
  - 46、47ページをお願いします。
- 5目保健センター費及び2項清掃費、3目前処理センター費、4目リレーセンター費、5目環境センター費は、物価高騰によります各施設の光熱水費の増額補正です。
  - 48、49ページをお願いします。
- 6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費及び4 目農村整備費は、各所管施設の光熱水費の増額補正です。
  - このページ下段から、50、51ページをお願いします。
- 2 項林業費、2 目治山事業費は、令和3年度森林環境譲与税交付金の積立金の増額補 正です。
- 3項水産業費、2目水産業振興費は、施設の光熱水費及び鹿川漁船係留施設のチェーン取替え工事の増額補正です。
  - 3 目漁港費は、施設の光熱水費及び街灯修繕費の増額補正です。

52、53ページをお願いします。

7款1項商工費、2目商工業振興費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金を活用します飲食店等マップ作成事業印刷費の増額補正です。

このページ下段から、54、55ページをお願いします。

- 8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費は、実績見込みによります道路維持修 繕料及び法定外公共物改修工事補助金の増額補正です。
- 6項住宅費、1目住宅総務費は、特定空家の行政代執行に伴う除却工事費の増額補正です。
  - 56、57ページをお願いします。
- 9款1項消防費、1目常備消防費は、物価高騰によります施設の光熱水費及び消防車 両の燃料費の増額補正です。
  - 2目非常消防費は、消防屯所の光熱水費の増額補正です。
  - 58、59ページをお願いします。
- 10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費及び3項中学校費、1目学校管理費は、学校施設の光熱水費の増額補正です。

このページ下段から、60、61ページをお願いします。

- 4項社会教育費、1目社会教育総務費は、放課後児童健全育成事業の前年度精算に伴 う補助金の返還金の増額補正です。
- 4 目図書館費及び 5 項保健体育費、 2 目体育施設費は、各施設の光熱水費の増額補正です。

このページ下段から、62、63ページをお願いします。

- 11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目農業施設災害復旧費は、令和 2年豪雨災害の復旧工事費などの増額補正です。
- 3目林業施設災害復旧費は、本年9月の台風14号によります林道災害復旧工事費の 増額補正です。
- 13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費は、前年度決算に伴う余剰金の積立金及び4目地域福祉基金費は、江能准看護学院の閉校に伴う江能医師連合会からの寄附金の積立金の増額補正です。
- 2項1目公営企業費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用します水道基本料減免事業に伴う水道事業会計への繰出金及び下水道事業会計の補正に伴う繰出金の増額補正です。

予算書5ページへお戻りください。

第2表 継続費補正です。

変更としまして、公共施設再編整備事業費(仮称)柿浦交流プラザ新築工事設計等事務について、関係団体等との調整に伴う委託期間の延伸によりまして、年度及び年割額の変更をお願いしております。

6ページをお願いします。

第3表 繰越明許費です。

環境センター管理運営事業ほか2件です。

環境センターコンパクタの納品、農林水産施設災害復旧事業の工事について、年度内の完成が見込めないため、繰越明許費を設定させていただくものです。

7ページをお願いします。

第4表 債務負担行為補正です。

追加としまして、ふるさと納税業務委託ほか12件をお願いしております。

8ページをお願いします。

第5表 地方債補正です。

追加としまして、災害復旧事業債、農林水産施設災害復旧事業債の現年分・過年分の2件を、変更としまして、緊急自然災害防止対策事業債ほか1件をお願いしております。なお、事項別明細書の64、66ページに給与費明細書、68、69ページに継続費に関する調書を、70ページに債務負担行為に関する調書を、71ページに地方債現在高の見込みに関する調書をお示ししております。

説明につきましては以上でございます。

〇議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

酒永議員。

**〇10番**(酒永光志君) 私は、7ページの第4表債務負担行為補正の中で、ふるさと納税業務委託について、3年間で限度額7,500万円、これを単年にしますと2,500万円となります。令和3年度の実績では寄附額が3,077万5,000円、これに対して必要経費が1,328万3,000円となっております。この必要経費にかかるものがこの2,500万円であるということで判断してよろしいでしょうか。

それと、当然来年度もふるさと納税頑張ってたくさん入れてもらおうということで2,500万の伸びということを思っておられるかも分かりません。そこらあたりの説明と。次にもう一つ、ごみ収集運搬業務委託についてでございます。それぞれ11%から14%のアップとなっておりますが、能美・沖美・大柿の3町は11%のアップです。江田島町は14%のアップとなっております。収集箇所が増えたのか、そこらあたりの理由をお聞かせください。

もう一つ、前処理センター運転業務委託について、3か年で7,133万3,000円、単年では2,377万7,000円となります。前年の債務負担行為額は、単年1,500万円であったと思います。58.5%の大幅増となった理由を教えてください。最後に、歳出で光熱水費の補正が各目で計上されております。一般会計だけでも4,300万を超える補正となっておりますが、電気料金等の値上げに伴うものと思いますけれども、全体での光熱水費の当初予算額、今回料金値上げ後の光熱水費の見込み額、差し引きの影響額はどれぐらいになるのかということを教えてください。

〇議長(吉野伸康君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) 7ページの債務負担行為補正について、ふるさと納税業務の委託とごみ収集運搬業務と前処理センターと光熱水費全体と、4点についてお尋ねをいただきましたので、私のほうからはふるさと業務と光熱水費のことについて、まず

お答えをさせていただきたいと思います。

ふるさと納税の業務委託については、お示ししておりますとおり、向こう3か年の債務負担行為を設定させていただいております。今、酒永議員のほうから、令和3年実績は3,077万5,000円というふうに御紹介をいただきました。上本議員の一般質問のときにもお答えさせていただきましたが、直近では20%ずつ伸びてきておりますので、それを一つの基としまして、寄附額の伸び率を120%と仮定して歳入を見込んでおります。それに対する事務費ということで、単年2,500万円を計上させていただいておるんですが、決算審査特別委員会などでもよくふるさと納税のことについてはお尋ねをいただきますので、令和3年実績に基づきまして説明をさせていただきます。

令和3年度が3,077万5,000円の実績がございました。これに対する経費率が43%でございます。この43%の内訳で言いますと、寄附をしていただいた方に対する返礼品にかかる返礼品とその送料で24%、ポータルサイトなどを使ったりしておりますので、そのシステムの利用料が7%、総合業務のプロデュースに対して業務委託しておりますので、これに関する経費が12%程度ございます。ですので、3,077万5,000円の寄附をいただきましたが、そのうち返礼品に関するものが24%を含めて経費が43%ほどかかっております。この令和3年度の実績と年々今20%ずつ伸びておりますので、その歳入を1億8,200万円と見込んで、経費率を掛けて単年7,500万円を計上させていただいております。

ふるさと納税の事務については、経費がたくさんかかっておるのではないかという御意見をよく決算審査などでもいただくんですが、この経費率の43%の中には、寄附をいただいた方への返礼品の24%が含まれておるということで、御承知おきいただければと思います。

それと、光熱水費についての御質問でございます。

光熱水費は、これも酒永議員御紹介いただいたように、今回の補正予算における光熱水費の増は、一般会計で4、315万2, 000円でございます。この光熱水費の現計予算は1億8, 160万円でございますので、23.8%の増となっております。

これは、特に本庁舎や保育施設、学校、老人集会所などで30%を超えておりまして、これは新型コロナウイルス感染症対策として、冷房・暖房ともに窓を開けてのエアコンの利用ということになっておりますので、こういったことから空調利用の増加によって、そういった児童や高齢者の皆さんが使うような集会施設では30%を超えるので、全体平均として23%の増となっているのだというふうに考えております。

今後は、国の補正予算によります電気・ガス価格の激変緩和対策事業などの支援があるということになっておりますけれども、引き続き状況を注視して新年度予算の編成に当たっていきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(吉野伸康君) 江郷市民生活部長。
- **○市民生活部長(江郷壱行君)** 私のほうからはまず、ごみ収集運搬業務の増加分についてです。

委託料の増加につきましては、人件費と燃料費の単価の増を見込んでいるためでござ

います。さらに、江田島町が14%多いというのは、江田島町内では古紙回収を自治会で行っておりましたけども、令和5年度からは13地区のうち7地区が運搬回収業者に対して運搬業務を委託するためです。

もう一点、前処理センターの運転業務委託、これが増えましたのは、前処理センターは下水道の終末処理場と連動しています。終末処理場の業務委託料に合わせて、広島県の労務単価を基準に積算した委託料を算出しているため増額となりました。なお、この数値は最大値を見込んでいるものでございます。

以上です。

- 〇議長(吉野伸康君) 酒永議員。
- 〇10番(酒永光志君) よく分かりました。

ふるさと納税については、頑張っていただいてぜひ歳入増につなげていただけたらな と思います。

あと、江田島町のごみの収集運搬業務については、古紙回収の関係で、半分ぐらいが 一応これで集めるということになったということで理解をいたしました。

前処理センターの分については、単年1,500万であったのが2,300万、800万ぐらいの増となっておりますが、果たしてこの1,500万円いうのが足りるのかどうか、本年度ですね。そこらあたりがちょっと気になるところですが、よく分かりました。ありがとうございました。

- ○議長(吉野伸康君) ほかに質疑はありませんか。 岡野議員。
- **○8番(岡野数正君)** 私も光熱水費のことについてお伺いしようと思ってたんですけど、酒永議員のほうから大体のことを聞かれましたので理解できました。

ここで次年度の予算、当然この23.8%伸びてるということですから、そういった 予算編成をされるだろうと思うんですが、多分、中国電力ですよね。この中国電力の収 支決算状況というのがそんなに芳しくないということで、さらなる値上げがあるんじゃ ないかというふうに報道等では言われておりますが、そこらの見通しについて伺いたい と思います。

- 〇議長(吉野伸康君) 山本総務部長。
- ○総務部長(山本修司君) 本市の電力は中国電力さんに頼っておりますので、省エネに対する取組への理解でありますとか、値上げに対する理解、そういった節目節目には、必ず営業所長のような責任のある立場の方が来庁されて、今こういう状況でこの部分を頑張っておる、こういうところで御協力願いたいというようなことで、その節目節目に必ず連携を図るような会議を行っておりますので、今年度の予算編成におきましても、そういったところで直近の情報を聞き取りしながら、来年度の予算編成に努めてまいりたい、このように考えております。

以上です。

- 〇議長(吉野伸康君) 岡野議員。
- **○8番(岡野数正君)** 多分、なかなか厳しい状況だろうと思うんです。また来年度 も値上げがあるんじゃないかというふうに予測しておりますから、それには適宜・適切

に対応していただきたいと思いますが。そうなった際に、我々も公共施設の節電対策というのもある程度頭の中に入れて、来年度は取組をしておこうかなということも必要かなというふうに、これをちょっと読みながら感じたところでございます。

それではもう一点、61ページの一番下の段になりますが、農業施設災害復旧事業費の中で工事請負費というのがあります。一番下になります。61ページですね。この場所について教えていただきたいと思います。

〇議長(吉野伸康君) 泊野産業部長。

**○産業部長(泊野秀三君)** 農業施設災害復旧事業費の工事費に対する御質問でございます。

工事場所は、沖美町の高祖にございます農道沖美101号線の災害なんですけれども、 実は、これは令和2年度に発災しておりまして、既に令和3年度4月から契約をして進 めておりました。今年に入って5月に新たな発災がございまして、もうのり面整形まで しておったんですが、そこがまた二次的に発災してしまいました。これを設計委託させ ていただいて、また国費ですので国費の充用変更をかけて対応してまいりたいと、その ように思っております。

以上でございます。

○議長(吉野伸康君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第29 議案第78号

**〇議長(吉野伸康君)** 日程第29、議案第78号 令和4年度江田島市国民健康保

険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

**〇市長(明岳周作君)** ただいま上程されました議案第78号 令和4年度江田島市 国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

令和4年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ289万9,000円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億257万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたしま す。

- 〇議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。
- **○福祉保健部長(仁城靖雄君)** それでは、議案第78号につきまして、歳入歳出補 正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の76ページ、77ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

- 5 款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、人事院勧告等に伴います職員給与費等繰入 金の増額補正でございます。
  - 6款1項1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。
- 8 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度 システム整備費補助金の増額補正でございます

続きまして、歳出でございます。

78ページ、79ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、人事院勧告等に伴います職員給与費の増額補正でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金は、令和3年度事業の精算に 伴います特定健康診査保健指導負担金等返還金の増額補正でございます。

なお、80ページから82ページには給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては以上でございます。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第30 議案第79号

〇議長(吉野伸康君) 日程第30、議案第79号 令和4年度江田島市介護保険 (保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

**○市長(明岳周作君)** ただいま上程されました議案第79号 令和4年度江田島市 介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)でございます。

令和4年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)は、次に 定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,108万4,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,801万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条 債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたしま す。

- 〇議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。
- **○福祉保健部長(仁城靖雄君)** それでは、議案第79号につきまして、歳入歳出補 正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の86ページ、87ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

まず、地域支援事業交付金につきまして、3款国庫支出金、その下、4款支払基金交付金、その下、5款県支出金、そしてその下、7款繰入金、1項一般会計繰入金のうち、2目及び3目におきまして、それぞれ交付金や繰入金の増額補正を行っております。

次のページ、88ページ、89ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金は、職員給与費繰入金の増額補正でございます。

8款1項1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

90ページ、91ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、人事院勧告等に伴います職員給与費の増額補正でございます。

4款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金は、積立基金の増額補正を行っております。

5 款地域支援事業費、1 項地域支援事業管理費、1 目一般管理費は、人事院勧告等に 伴います職員給与費の増額補正でございます。

次のページ、92ページ、93ページをお願いいたします。

7款諸支出金、2項償還金及び還付加算金、3目償還金は、令和3年度事業の精算に 伴います介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の返還金の増額補正でございます。

予算書16ページにお戻りください。

第2表 債務負担行為補正でございます。

追加といたしまして、介護予防教室業務委託の1件をお願いしております。

なお、94ページから96ページには給与費明細書を、97ページには債務負担行為 の支出予定額等調書をお示ししております。

説明につきましては以上でございます。

〇議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第31 議案第80号

〇議長(吉野伸康君) 日程第31、議案第80号 令和4年度江田島市港湾管理特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

**〇市長(明岳周作君)** ただいま上程されました議案第80号 令和4年度江田島市 港湾管理特別会計補正予算(第1号)でございます。

令和4年度江田島市港湾管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ437万3,000円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,257万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳 入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願いいたしま す。

- 〇議長(吉野伸康君) 水頭土木建築部長。
- **〇土木建築部長(水頭顕治君)** それでは、議案第80号につきまして、歳入歳出補 正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書102、103ページをお願いいたします。

歳入につきましては、3款1項1目繰越金、補正額437万3,000円で、前年度 繰越金でございます。

次に、事項別明細書104、105ページをお願いいたします。

次に、歳出につきましては、1款1項1目港湾管理費補正額437万3,000円で ございます。このたびの補正は、県管理港湾において管理施設の光熱水費の増額及び街 灯修繕等による修繕料の増加補正でございます。

以上で、令和4年度江田島市港湾管理特別会計補正予算(第1号)の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第32 議案第81号

〇議長(吉野伸康君) 日程第32、議案第81号 令和4年度江田島市水道事業会 計補正予算(第2号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第81号 令和4年度江田島市 水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉野伸康君) 躍場企業局長。
- **○企業局長(躍場克之君)** それでは、議案第81号 令和4年度江田島市水道事業会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

このたびの補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の繰入れによる事業収益と、人事院勧告に伴う人件費及び物価上昇等に伴う事業費用の補正をするものでございます。

補正予算書1ページを御覧ください。

第1条 令和4年度江田島市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度江田島市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の 予定額を次のとおり補正するものです。 まず、第1款水道事業収益の第1項営業収益を4,117万1,000円の減額。第2項営業外収益を3,742万8,000円の増額補正を行いまして、第1款水道事業収益の補正後合計額を7億9,505万7,000円とするものです。

次に、第1款水道事業費用の第1項営業費用を784万円の増額、第2項営業外費用を34万円の減額補正を行いまして、第1款水道事業費用の補正後合計額を7億7,161万8,000円とするものです。

第3条 予算第4条 本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,360万円を2億7,379万3,000円に増額し、補塡財源である及び建設改良積立金1億829万8,000円を1億849万1,000円に改め、次のとおり補正するものです。

第1款資本的支出の第1項建設改良費を19万3,000円の増額補正を行いまして、 第1款資本的支出の補正後合計額を6億2,579万3,000円とするものです。

第4条 予算第8条に定めた職員給与費を121万円の増額補正を行い、1億2,400万4,000円に改めるものです。

第5条 予算第9条に定めた他会計からの補助金を増額補正を行い、3,788万4,000円に改めるものです。

補正の内容につきまして、7ページの費目別内訳書を御覧ください。

(1) 資本的収入及び支出の部の収入についてです。

水道事業収益については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金繰入れによる補正で、第1項営業収益、第1目給水収益の水道料金を4,117万1,000円の減額、第2項営業外収益、第3目他会計補助金の他会計補助金を3,742万8,000円増額し、第1款水道事業収益の補正予定額を374万3,000円減額するものです。

8ページをお願いします。

支出についてです。

水道事業費用の第1項営業費用の第1目原水及び浄水費から第5目の総係費までの手 当等、賞与引当金繰入額及び法定福利費については、人事院勧告による人件費の増額。

また、第1目原水及び浄水費と第2目排水及び給水費の動力費は、原油高等の物価上昇によるもので、それぞれ371万2,000円、260万4,000円の増額、第4目業務費の印刷製本費は、新年度から水道企業団が発足する準備のための印刷物50万7,000円増額して、第1項営業費用の補正予定額を784万円の増額。

次に、第2項営業外費用の第5目消費税及び地方消費税の消費税及び地方消費税は、 水道料金減額による仮受消費税の減額と費用の増加による仮払消費税の増額に伴い、第 2項営業外費用の補正予定額を34万円減額して、第1款水道事業費用の補正予定額を 750万円増額するものです。

9ページをお願いします。

(2) 資本的支出の支出についてです。

資本的支出の第1項建設改良費の第2目水道改良費の手当等、賞与引当金繰入額及び 法定福利費については、人事院勧告による人件費を増額して、第1款資本的支出の補正 予定額を19万3, 000円増額するものです。その他、実施計画は3ページに、キャッシュフロー計算書は4ページに、給与費明細書は5ページから6ページに記載してあるとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第33 議案第82号

〇議長(吉野伸康君) 日程第33、議案第82号 令和4年度江田島市下水道事業 会計補正予算(第2号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

**〇市長(明岳周作君)** ただいま上程されました議案第82号 令和4年度江田島市 下水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉野伸康君) 躍場企業局長。
- **○企業局長(躍場克之君)** それでは、議案第82号 令和4年度江田島市下水道事業会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

このたびの補正は、人事院勧告に伴う人件費、物価上昇による費用の増額に伴い、事

業収益費用と企業債償還金及び現行予算に債務負担行為の追加をするものです。

補正予算書1ページを御覧ください。

第1条 令和4年度江田島市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めると ころによる。

第2条 令和4年度江田島市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出 の予定額を次のとおり補正するものです。

まず、第1款下水道事業収益の第1項営業収益を232万6,000円の増額、第2項営業外収益を2,177万円の増額補正を行いまして、第1款下水道事業収益の補正後合計額を12億5,914万8,000円とするものです。

次に、第1款下水道事業費用の第1項営業費用を2,633万2,000円の増額、第2項営業外費用を223万6,000円の減額補正を行いまして、第1款下水道事業費用の補正後合計額を12億6,184万8,000円とするものです。

第3条 予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億9,298万4,000円を3億6,742万5,000円に減額し、補塡財源である当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,896万円を1,905万1,000円に、過年度分損益勘定留保資金1億1,078万6,000円を1億9,701万8,000円に、当年度分損益勘定留保資金を2億6,323万8,000円を1億5,135万6,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第1款資本的支出の第1項建設改良費を122万9,000円の増額、第2項償還金を2,678万8,000円の減額補正を行いまして、第1款資本的支出の補正後合計額を6億1,990万5,000円とするものです。

第4条 予算第8条に定めた職員給与費を96万1,000円の増額補正を行い、8,038万6,000円に改めるものです。

第5条 予算第9条に定めた他会計からの補助金を増額補正を行い、2億2,102 万円に改めるものです。

第6条 予算第9条の次に次の1条を加え、第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加するものです。

これは、中央浄化センター等の維持管理業務ほか21件の業務委託等について、年間を通して切れ目なく業務を行うため、年度末に翌年度の契約を締結することを目的としたもので、それぞれの期間、限度額については記載のとおりです。

補正の内容につきまして、11ページの費目別内訳書を御覧ください。

(1) 収益的収入及び支出の部の収入についてです。

下水道事業収益については、下水道事業費用の増額による一般会計からの負担金及び補助金の補正で、第1項営業収益、第3目一般会計負担金の普及促進費負担金とその他 負担金合わせて232万6,000円の増額。

第2項営業外収益、第2目一般会計補助金の一般会計補助金を2,177万円増額し、 第1款下水道事業収益の補正予定額を2,409万6,000円に増額するものです。 次に、支出についてです。 下水道事業費用の第1項営業費用の第2目処理場費から第4目総係費の手当等賞与引 当金繰入額及び法定福利費については、人事院勧告による人件費の増額補正です。

第1目管渠費の光熱水費710万円及び第2目の処理場費の動力費1,450万円は 原油高の物価上昇による増額。

第2目処理場費の修繕費は、処理場の修繕費300万円及び第3目普及促進費の補助金は個別圧送ポンプ設置事業に伴う補助金100万円を増額し、第1項営業費用の補正予定額を2,633万2,000円の増額。

次に、第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税の消費税及び地方消費税は、 費用等の仮払い消費税の増額に伴い223万6,000円減額し、第2項営業外費用の 補正予定額を223万6,000円減額して、第1款下水道事業費用の補正予定額を2, 409万6,000円増額するものです。

12ページをお願いします。

(2) 資本的支出の部の支出についてです。

資本的支出の第1項建設改良費の第2目処理場整備費の給料、手当等、賞与引当金繰入額及び法定福利費については、人事院勧告による人件費の増額、委託料については農業集落排水事業計画策定費用100万円増額して、第1項建設改良費の補正予定額を122万9,000円増額。

次に、第2項償還金の第1目企業債償還金の建設企業債元金償還金2,678万8,000円を減額し、第2項償還金の補正予定額を2,678万8,000円減額して、第1款資本的支出の補正予定額を2,555万9,000円減額するものです。

その他、実施計画は5ページに、キャッシュフロー計算書は6ページに、給与費明細書は7ページから8ページに、また債務負担行為に関する調書については9ページから10ページに記載してあるとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

〇議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# 閉会

**○議長(吉野伸康君)** 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、令和4年第6回江田島市議会定例会を閉会いたします。皆さん御苦労さまでした。

(閉会 15時35分)

地方自治法123条第2項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員